

鳥取縣公報

本報ノ大キサハ横庭規格A五判

昭和二十五年七月二十九日
号 外 土曜日

監査公告

◇監査公告第三十三号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十四年度教育委員会及び縣立各學校の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事並に教育委員會に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年七月二十九日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 德 太 郎

同 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸

監査箇所 執行月日

教育委員會事務局總務課 昭和二十五年三月八日

同 教務課 三月九日

同	社會教育課	同	三月七日
同	調査課	同	三月七日
同	指導課	同	三月八日
同	體育保健課	同	三月九日
同	鳥取縣立鳥取東高等學校	同	二月三日
同	鳥取西高等學校	同	二月三日
同	八頭高等學校	同	二月六日
同	東伯高等學校	同	二月六日
同	米子東高等學校	同	二月八日
同	米子西高等學校	同	二月八日
同	日野高等學校	同	二月九日
同	境高等學校	同	二月九日
同	養良農業高等學校	同	二月十日
同	倉吉農業高等學校	同	四月十一日
同	倉吉高等學校	同	四月十一日

同	青谷高等学校	同	四月十二日
同	岩美実業高等学校	同	四月十二日
同	鳥取育学校	同	三月三十一日
同	鳥取育学校	同	四月十三日
同	鳥取聾学校	同	四月十九日

教育委員会事務局
監査概評

一、教育委員会活動と裏付経費の問題

教育制度の改革により教育委員会法が昭和二十三年七月公布せられ、同法に基き同年十一月一日より公選委員六名、議会選出委員一名による新しい教育行政担当者としての教育委員会が発足した。爾來およそ一年有余を経過したのであるが、この間、多事多難な荆棘の道を歩んで来た様である。抑々教育委員会の本質は「教育が不当なる支配に服することなく国民全体に責任を負つて行はるべきである」と言う自覚のもとに公正な民意により地方の実情に即した教育を行う」ことをもつて本線としなければならないが過二年間の実

際効果は必ずしもその本質に副つた部面が多く浮び出ているとは謂へない。例えば教育財政についても知事の財政的発言に左右され教育を財政上の貧困なる境遇のもとにおくの結果を招来している。しかもこれが打開の道は種々あると考へられるにも不拘自らの力を發揮なしおらざる結果と見做される面もあり縣財政窮乏の理由の下に毎々にオミットされ委員会の使命とする重要施策も泡沫の如く現れては消えることを反覆するのみで荏苒日を空しうしつゝその使命を完遂し得ないまゝに経過していることは否めない処であつて甚だ遺憾とする処である。例えば高等学校教育施設の整備拡充経費の問題、高等学校運営上の諸経費増配の問題、学校教職員優遇の問題、各種教育振興促進費の問題、その他総体的教育行政費、活動費の確保等についても遅々として進んでいないこと等は著しい事例である。

二、教育委員所遇の問題

教育制度刷新改革により新しく公選せられる教育委

員及委員より選出の教育委員に依つて構成せられたる教育委員会は教育行政に関する限り知事と同等の権限と地位を有する縣の最高機関であり執行機関でもあるので確固たる権威と熾烈なる熱意とを以つて縣民の期待に副うべき教育行政を強力に執行すべきである。然るに現在斯行政の執行状況は委員会開催は一ヶ月僅か四回程度に過ぎず行政部面を大中に教育長に委ねているが如きは行政の執行面を脆弱ならしめるのみならず、能率は低下し勢い縣民の待望する斯行政の実現は不可能となる惧れが多分なるものと考へられる。抑々公選委員は兼職を禁ぜられ専心努力せしめられて居る、須く委員会を常設的にし合議体制を活かすと共に事務局の執行状況を詳覽鞭撻督勵して所期の目的を最高度に發揮せしめる丈けの熱意と努力を期待するものである。

随つて苟くも公選された他の兼職を許されざる委員にも不拘これが待遇を現在の如き待遇に置くこととはあるべきでなく新制度活用上制度相応の待遇をすべきであつて完全なる委員会室も与へず、応接室も無い有様で

あり、亦縣側は教台の専用自動車を備付けて居るも委員会は一台の専用自動車も備えていない等凡ゆる面でも不遇となつて居り不均衡となつて居るがこの実情からしても行政に凸凹あり殊に教育行政が末席におかれて居ることを端的に証明するものと謂うべきである。

三、事務局職員の人事交流の問題

教育委員会法により事務職員の任免権は知事より分離し委員会の権限に属することとなり、従つて職員的身分に一線を画されてきたのであるが、教務職員としての資格を有するものは別として庶務其の他一般職員は一定の枠内に閉込められ一應縣側との交流は任免手続等の關係で疎遠の形となつて居る。従つて比較的小規模な機構の枠内では新陳代謝、配置転換、適材適所新進拔擢人材登用等人事行政の新味を失ひ勢い職員間に希望と英氣を衰失せしめ又部外よりの優秀適任者を得ることも出来ない爲めに教育行政事務執行上の効果的能率的面に於いて影響する所が少くないものと考へら

れる。依つて今後は縣側と密接なる連絡のもとに必要に依り兩者間の人事の交流を図ることが望ましい。

処理は期し得られないものと考へるのでこれを整備強化して今後杜撰に陥らしめない様考慮の要があるものと認めた。

四、事務局事務の執行状況
A 教育委員会事務局には総務、教務、社会教育、調査、指導、体育保健の六課が夫々教育事務を分掌しているが相互間に連絡を欠き殊に各課長は兎角所管事務を適宜に専決し又代決事項も不文律の傾向が強く窺われた、各課所管の教育行政事務で連絡不十分のため末端教育機関においては調査の重複指示の齟齬等が起り非常な迷惑を蒙ることもあり得るので、これ等の点については総合的の運管が望ましい。

C 教務課所管事務は教育委員会行政事務の中重要な部門を占めて居り即ち高校統合の最編成の問題、教職員定期異動と定数確保の問題、年度交替期による入学卒業生対策の問題、その他諸問題が山積し居るにも不拘教務課長転出後之が後任課長の補充が爲されず未だ見透困難の状況のまま、今日迄遷延されて居ることは教育行政の執行に支障を及ぼすものと考えられ遺憾に堪えない。この間特別な事情もあるかも知れないが凡ゆる障害と支配を排除し明朗人事による適任者を急速配置し事務に支障滯滞せしめざる様配慮せらるべきものと認めた。

B 事務局職員の任免服務規律その他処務の一切は縣のそれに準じ取扱うことになつており、又規定も設定されているが、これが所管課である総務課の陣容は弱体であり完全なる執行がなされていない様である。即ち縣の秘書、人事、文書、企画、管繕、資材等の各課分掌事務を一括掌理しているが如き形態にあり、その陣容が課長以下二十一人にしては完璧

D 教育財産の管理権は委員会法第四十九條により教育委員会の権限に属するのであるが、これが台帳は未だ不整備である、委員会は其所管にある、財産台帳の整備により常に一目瞭然とし良心的な

る運を爲すべきであることは申すまでもない所であつて現在一応調査書は徴して届けるけれども整理した財産台帳は作成されて居ないので急速設置し夫々見取図等も作成の上管理の万全を期すべきである。

精神的にも行動的にも苟も本末主客を填倒せざる様留意し努力を要するものと認む。

E 縣立農業高校の実習教育より收穫する農林畜産物及その加工生産物の処分納は各校區々であり且その処理に明確を欠く傾向にある、又校友会所属分と混同したる取扱をして居る向も見受けられたのであるが收穫後の処分納(販売、学校使用、生徒試食、種子、肥料、飼料、加工用等)に關し使途処分範囲並に限界或いは出納処理、手続方法等に關し準則を設け統一的に明確なる出納記録の必要を認めるものである。

一、事務の執行状況
1、教育委員会法が制定され発足してから一年有余漸く軌道に乗つて來ているが教育行政の執行権は与えられて居るものゝその計画を実現せしむる爲めの財政的自由採量を持たないため兎角暗礁に乗り上げ画餅に帰して居る傾向の濃い点是否定出來得ない、しかも与へられたる予算範囲内では概ね順調に執行されて居るも諸施策執行に熱意と強力が足らない、今少し積極性を以つて企画すると共に事に衝り教育行政の完璧を図る必要を認めた。

兎角問題を醸し易い事柄につき早急考究すべきであらう。

2、新制中学校の設置に關しては市町村財政の窮乏に關連し財源の問題とかその他急々と困難な問題が累

以上の点を総合して極言せば教育委員会は恰かも教育長の諮問機關たるの觀なしとせざる節なきに非らず、委員会は宜しく委員会の権限職責の重きを自覚自任し

閣連し財源の問題とかその他急々と困難な問題が累

総務課 昭和二十五年三月八日 監査
監査委員 柳 谷 保 一
同 倉 繁 良 逸

00786

積して波乱を生じ前途が危まれていた様であるが、
 縣下新制中学設置見込数百二校、延齡坪数約四万坪
 に對し現在迄に一部建築或いは改造等を含めて八十
 二校、約二万坪に達して居り市町村財政窮乏の折柄
 現在迄に漕ぎつけ得たことは誠に欣しく思う、しか
 して、今後において新增改築等相当必要とされるが
 この不況時代に遭遇して一層困難が伴うものと思考
 されるので建築促進につき最善の努力と指導を爲し
 新学制実現の完璧に盡力せられたい。

3、新制中学建築許可事務は当課施設係において担当
 し文部省令の中小学校建築規格により建築指導して
 いるがこの他に建築課管掌の建設省関係建築基準法
 による市街地建築物法、特殊建築規則、臨時防火建
 築規則等の摘要を受けるため同じ許可申請書を理事
 と教育委員会に二通提出しなければならぬ爲め事
 務的繁鎖が生じて居り又これが内容審査に際しても
 法の解釈に兩者の見解の相異等もあつて爲めに許可
 が遅延している傾向が窺われ爲し市町村当局

は迷惑を蒙つて居るので兩者の円滑を図り事務の簡
 省と迅速化に留意すべきものと認められた。

4、高等学校々舎を初め諸施設は三、四の学校を除い
 ては概ね建築壽命年数に到達し大改修を必要とする
 ものが大半であることは周知の通であるが、これを
 一時に改修することは縣財政上から謂つて難事であ
 るもこれが年度計画を樹て漸次重点的に施工するべ
 きものと認める、これを現在の儘で收置すれば改修
 するに收拾のつかない程度に腐朽し根本的改築を要
 することゝなるらう。

5、縣立各学校及び教育関係諸施設等の縣有財産台帳
 を設け当課において一目瞭然とすべきであるが現在
 の調査では不充分につき必要事項を具備した台帳（
 図面の作製も必要）を設け財産管理の万全を期する
 ことが必要と認められた。

6、經理その他事務の処理は概ね順調であるがしかし
 事務の執行文書の收受發送編纂保存、職員の賜暇休
 暇、超過勤務等の取扱は一応縣側に準じて規定され

00787

処理することになつて居るが、未だその取扱は不充
 分につき事務局処務細則に基き嚴格に処理すべきも
 のと認められた。

教 務

課 昭和二十五年三月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 徳 太 郎

一、事務の執行状況

(1) 当課は発足当初より高校統合、通学区制の設定に直
 面し爾來教職員の人事、給与、定数等複雑多岐に亘る
 重要施策を山積しその運営面において愈々多難岐路に
 立ち到つて居るが縣財政面に左右されこれら当面する
 諸問題の解決も遅々として居る憾みが多分にあつた。

(2) 教職員定数確保について縣側と当局間に意見が纏ら
 ず検討中の様であるが縣下教育実態を把握し本縣特殊
 実情に即応した職員の確保は焦眉の問題と認められる
 従つて定数未解決のため学校別配当数も決定の運びに
 なつていながつたが新学期を目前に控へ早急決定の要
 を認めた。

(3) 高校統合再編成に伴い通学区制が採用されて居るが
 現在の地域別学校差の均衡を図る上において財政上の
 制約を受け爲めに校舎その他諸施設々備等に著しい不
 均衡が生じて居る、これでは教育の機会均等或いは教
 育の自由を奪うことになるので今後この矛盾を無くす
 る爲めには経費その他教職員の振当により学校差解消
 を重点とし善処することが望まします。

(4) 勤労青少年を対象とする定時制教育は新年度募集人
 員に比し志願者は遙かに下廻つて居ることは注目すべ
 き現象であつてこの状況が繼續するものとすれば折角
 の本教育制度は有名無実となり社会的問題と謂わなけ
 ればならない尤もこの原因とするところは一般の認識
 の欠ぐ処もあろうが特に学校施設或いは設備の貧弱が
 就学意欲を低減せしめつゝあることを深く省察すべき
 であろう。今後は本教育の本質を廣く認識せしめると
 共に施設々備の改善充実を図り本制度の活用により地
 域勤労青少年の教育に資せしめねばならない。

(5) 義務就学状況は特に中学校の場合不就学及び中途退

学長期欠勤児童が漸増の傾向にあるようであるがこれは父兄の義務教育の認識の欠如と特に最近の不況による家庭経済窮乏に伴う爲の原因の様であるが、この点甚だ憂慮すべきことである。市町村当局或いは学校父兄側と連絡を密にしこれが具体策を構すべき要を認む。

(6) 教職員免許法の制定に伴い縣下全教員の免許状書替事務を目下計画中であるが新規事業であり又事務量も相当廣範囲に亘るものと思料せられ現陣容では到底その完遂も望み難いので専任職員を増員と予算措置を考慮すべき要を認めた。

(7) 縣下教職員の結核性疾患により休養者が続出している現状であるが体育保健課及衛生部等の協力を得て積極的予防対策が特に必要と認められ更に教職員任用審査についても健康状態は嚴重審査を行うべきである。尙教員保養所を設置すべき意向があるようであるが当該課の熱意が乏しい様認め、今後設置促進について具體策を樹立し強力に推進すべきものと認む。

(8) 縣立学校に対する經理その他一般事務の指導監督は

一層嚴重にすべき要を認めた。特に各校の事務の統一を図り予算配当については今一層各校の現況を把握し適正令達を行うべきである。

(9) 職員は二十一名であるが課長欠員中であつて当該分掌事務の執行状況は一般に遅れ勝ちの様であるが至急後任課長を補し事務の進捗を図る必要を認めた。尙左の点留意されたい。

(イ) 文書の編纂保存について一層嚴格を期すべきである。

(ロ) 經理事務について資格認定諸費中講師手当より五千三百余円旅費に支出流用しているが妥当でない。

社会 教育 課 昭和二十五年三月七日監査
監査委員 岸 本 政 嘉
同 保 本 本 徳 太 郎

一、事務の執行状況
(1) 所管事項は一般社会人を対象とした相互教育でありその行政内容も漠然としている關係上重点性を欠き施策の遂行に困難性が認められる、特に斯教育は周密な

る企圖と潤沢なる経費と兩々相俟ち成果を得られるが何れも現状の貧弱な点を強く指摘しなければならぬ。

(2) 縣下既設公民館の育成指導については種々傷心し努力が払はれているが縣下設置町村は一一九ヶ町村であり未設置町村の設置促進に一層努力を払われたく、又既設公民館殆んどが有名無実に終り余り活潑に運営が爲されていないので市町村当局を初め青年團、婦人会等の各種團體が確り手をつなぎこれを活用せしめると共に内容充実と相俟、公民館本來の使命を果さしめる様一層強力なる啓蒙指導が必要と認められる。

(3) 視覚教育についてナトコ映寫機により種々企画活動し効果を挙げつゝあるが更に一層各郡市視覚教育委員会と緊密に連繫し充分なる効果を挙げる様努力すべきを認めた。尙郷土各種事象を採り上げこれをフィルムに收め社会教育の資料として地方文化の向上に資すべく考究されているが誠に妙案と考えられるのでこれが実現方を希望する。又縣庁各課で文化的フィルムを購入し映寫機も温存しているようであるがこれ等は

社会教育課に一元的に集中し有効活用供することが望ましい。

(4) 第一回縣文化祭を昨年十一月鳥取、米子、倉吉で開催しているが各種文化公演行事は徒らに多額の経費を消費し都市集中に陥つた嫌があるのでこれ等文化的諸行事は縣下普遍的にしかも意義ある催物により地方文化の啓蒙を図ることが望ましい。尙過般の文化祭所要経費收支決算も未整理のまゝとなつていて至急整理を要する。

(5) 課員は課長以下十五名でこの内社会教育主事五名は前職が教員であるため教職員異動の際には殆んど更迭している様であるが、これら社会教育に携はる職員は永續せしめその成果を挙げる事が肝要と認めた。

(6) 經理其の他事務の処理は概ね良好と認めたが左の点至急整理すべきである。

(イ) 国民科学講座受講料の現金を手持保管しているが至急納金手続すべきである。

(ロ) 昨年九月に出張或は賜暇を受けている職員を超過

00790

勤務命令をしているが適正でない。

調 査 課 昭和二十五年三月七日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

同 柳 谷 保 一

一、事務の執行状況

(1) 昭和二十三年十一月教育委員会設置と共に新設された課だけに所管事務執行に種々苦難の途を経て来た様であるが不取敢教育行政上の基礎資料を調査蒐集し委員会の行政執行に対する好個の参考資料にすると共に学校 縣会、その他閱覽者に対し一応満足を与え得る域に達していることは結構なこと、謂えよう。

(2) 特に調査の根幹をなす左の点に努力していることは將來の礎石をなすものとして推奨致したい。

(1) 科学的調査統計と理論的統計の合致

(2) 従來の義務的消極的調査統計の線より脱し委員会の構想する教育施策の積極的調査統計の確立
(3) 各学校に任命したる調査主任並諮詢員(諮問機

関たる調査委員会)との緊密な連絡調整保持

(3) 昭和二十三年度において教育行政の重要施策決定上の重大示唆に足る調査を計画の様であるがこれが各種調査の中調査項目によつては一率に墮することなく地域別に特殊事情を折込んだ実情を調査することも必要と認められるので考究すべきである。

(4) 最近請願、陳情等教育施策に種々な案件が生じつゝあるが地域或いは時期に応じた調査統計を作成し解明せしめることが緊要と認められた。

(5) 調査統計は事務の性質上相当件数の実地調査を必要とするものがある、旅費予算の不足のため尠からず困難を感じている様である。又統計事務処理に計算器一台もない現状は正確を期する上においても且亦能率的に見ても遺憾である、早急備付けるべきである。

(6) 当課職員は十名にて事務の整理状況は概ね良好と認むるも稍々過重の嫌あり迅速にして適正なる調査統計事務処理に支障を生ずるものと認めた。又調

00791

査統計事務に専門的にして堪能な職員を配置も考慮すべき問題ではなからうか。

指 導 課 昭和二十五年三月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 徳 太 郎

一、事務の執行状況

(1) 当課の所管指導事務は相当廣汎多岐にして且亦重要施策もある。然も深い研究と多くの資料が絶対必要である。これが指導助言については積極的に出向き或いは各学校、各種研究会より要請に応じて指導しつゝあるが、現状は経費寡少の爲充分なる研究も出来ず多くの資料を得ることも困難であり又旅費も僅少のため活潑な活動も爲し得ない様である他面これを指導する陣容も弱体にして所期の効果を挙げることが困難の様である。

(2) 縣下実験学校は文部省指定校一校(倉農)を含め小中高校四十五校を指定し過般その中間発表があり

その状況では多大の効果を挙げつゝある様だが何分

縣費獎勵費僅少のため本研究のために要する学校施設の充実費或は諸経費は殆んどPTA並びに後援団体に依存しているので指導面でも種々隘路がある様である所期の効率を挙げしめるために最少限度の経費増額を必要と認めた。

(3) 教員免許法施行に伴う教職員認定講習は縣下全教職員の資質の向上と又資格認定の機会を与へるものにして教職員の関心の的となつており又縣教育委員会としても重要施策の一つである。従つて本講習実施に際しては当課の現陣容では不可能事ではないかと思考されるにつき当局の考究を促したい。

(4) 教職員現職教育に縣外講師を招聘し諸講習が各地で実施されているが経理面もあるので縣内有識者を講師とすることも考慮さるべきではなからうか。

(5) 事務処理並びに服務状況は概ね良好と認められたが支出予算施行に当り指導旅費に不足を生じ爲めに教員再教育の縣外派遣旅費中で支出しているのは妥

00792

当でない、今後注意すべきである。

体育保健課 昭和二十五年三月九日監査

監査委員 柳谷保一

同 倉繁良一

一、事務の執行状況

(1) 本縣は体育縣として著名であり体育課を中心に縣及各都市体育会の協力により着々効績を挙げていることは欣ばしい。殊に当課は年間の一貫したスケジユールを組み実施に移して居りその点他課の行政内容とその趣を異にする所以と思うが獨り体育関係者のみの行事に止めない様にし目標を縣民全般の体育行事たることに置き実施されたい。

(2) 従前兎角学校体育中心とされて来た様であるが二十四年度以來は、社会体育にも力を注ぎつゝあることは縣民体育の面から見て結構と思うしかし從來は選手中心主義となり又特殊階級のみ行事に陥る傾向が少かつたので老若男女に親まれる行事も多くし

縣民全般の体位向上を図ることが肝要と認められた。
 (3) 老若男女の別なく縣民全体の体位向上を図ることの出来る縣民体操が目論まれつゝあることは誠に結構につき簡單にして効果があり親しみ易い体操を急速実施する様努力を望む。

(4) 縣民体育思想の普及及び実施に際し当課が最も困難を極めているのは下部組織を持たないことである。教育委員会支所に担任職員を又各市町村に体育指導員を設置することを強く要望される所以であるが積極的縣民の体位向上と保健を図るには統一されたる推進機関を必要とするのでこれ等を漸次設置し縣民の日常生活の必須條件である。体位向上保健に一大伸展を図るべきであろう。

(5) 昭和二十四年度は学校衛生保健行政に重点を置き教職員並びに生徒児童に対する健康診断及び結核予防上のレントゲン或いはツベルクリン反応検査等精密検査を実施し好評を博したが今後年一回位はこれを実施し職員生徒児童保健の万全を期されたい。尚

00793

課名	職員数		本俸平均額	公務勤務平均年数	二十三年度出勤日数	二十三年度勤務状況	二十四年度一月八日超過勤務状況	健康状態		
	令	均平						強	健	弱
総務課	二二	二七	四、三六六	五、一一	五〇三	二二	三二	八・五〇	二〇	一
教務課	二二	三三	五、三五〇	七、八	一九七	一	二五九	七・五五	一七	一
調査課	一〇	二八	五、五四一	六、九	一一五	一	一四六	四・四〇	一〇	一
指導課	一〇	三五	七、〇二四	四、八	二九五	一	九二	三・五〇	一〇	一
社会教育課	一五	三二	五、七三一	九、六	四二六	一	二六三	五・〇〇	一	一
体育保健課	一二	三一	五、五五九	九、〇	四六五	六	一四二	四・五〇	四	八

兒童(往頭或いは部落内における不良、戯による不良化不健康防止を図るため空地に遊園地又は遊戯場(小運動場)の設置奨励について兒童課との連絡の下にこれを逐次実現せしめる様希望致したい。

(6) 体育保健行政は年々向上の途を辿りつゝあるが、これが経費予算を分析すると事業の実施項目は相当多くために経費も微細額の配分となり勢い事業施行上の効果が薄れる嫌がある。体育大会等行事に伴う

一、職員任用、分限、待遇、勤惰、健康、勤続年数、出張勤務状況

経費は別として体育保健施策経費は年度計画により重点的に計上実施しその事業の効率を挙げしめる様措置すべきものと認めた。

(7) 經理其の他事務の処理は概ね円滑にされているが縣体育会との事務処理区分が劃然としないものがあり爲めに執行系統を誤っているものも見受けられた。又書類編綴も混同しているのでこれが執行は限界をつけ書類編綴も別冊として区分し置くべきである。

課名	監督事項	二、事務の処理関連事項の連絡調整、法規、帳簿、文書の整理状況						
		事務の執行状況	受発文書の取扱状況	許可認可の処理状況	法規令規の整理状況	諸帳簿の整理状況	文書の整理保存状況	
総務課	良	良	良	良	良	良	良	不
教務課	稍々良	不	稍々良	同	不	稍々良	同	同
調査課	同	同	稍々良	同	同	同	同	良
指導課	同	同	同	同	同	同	同	同
社会教育課	同	不	良	稍々	不	同	同	不
体育保健課	同	稍々	良	良	良	同	同	同

三、予算の経理及決算の状況並びに物品出納保管状況

課名	監督事項	三、予算の経理及決算の状況並びに物品出納保管状況						
		経理は全体を通じて適正であるか	予算額に對し決算額は増減は	予算流用は適正であるか	経理簿記帳簿整理状況は如何	物品出納保管処理状況は如何	物品整理簿及交付簿の備付	配給物資又は資材の出納状況
総務課	稍々適	同	良	同	同	同	適	正
教務課	同	同	同	不	同	不	適	正
調査課	同	同	稍々適	同	同	同	適	正
指導課	同	良	同	同	同	同	適	正

課名	監督事項	四、窓口事務処理状況						
		受発文書件数	許可認可件数	窓口に接待状況	市内公務平均	市外平均	最近一ヶ月公務外來者数	同平均
総務課	三〇	三二	三八	五九三	二二	二二	二二	一
教務課	二七二	二二	一五一	六四〇	二二	二二	二二	二
調査課	六、一〇三	五五五	一	六三一	二二	二二	二二	五
指導課	一五五	一三	一	四一八	一七	一七	一七	一
社会教育課	三三三	二七	三六	一一〇	四	四	四	一五
体育保健課	二六五	二二	二二	一九	一	一	一	一

00796

縣立高等学校

監査概評

去る二月三日より四月十三日の間に於いて縣下十四の各高等学校を監査したのであるが、今回の監査は統合後初めての監査であつたので目新しい問題の多くを観察することが出来た。即ち二十四年度初頭において全日制二十五校及び獨立定時制三校計二十八校を全日制十一校及び獨立定時制三校計十四校に集約統合せられたのであるが爾來約一年間に於いて如何に教育されたか、或いは学校の運営がなされて来たか等々男女共学の問題、統合教育の活動の問題、学校運営による経費の問題、教員充足の問題、施設々備の充実問題その他諸問題が山積されており早急解決すべき事柄を数多く觀察した。これ等を総合的に考え結論すれば内外共に論議の的となつてゐる名目統合より実質統合への展開を急速に図らねばならないことであつて現状の儘においては合理的効果的教育の実施困難なるものと判断された。これが各項目毎の監査結果を述べる上概ね次の通りである。

一、校舎間の距離の遠いことの問題
校舎間距離の遠い点で代表的なものに
鳥取東高校の 鳥取ノ湖山間
米子東高校の 米子ノ法勝寺間
東伯高校の 由良ノ上井間
日野高校の 黒坂ノ根雨間
八頭高校の 智頭ノ郡家間
等を挙げることが出来るがこれに加へて各地に分校が点在し相当長距離の廊下を爲している。尙教育活動及び運営上の経理面或いは教授の掛持ち、校舎合同行事、校風の相異、職員生徒間の融合等凡ゆる面で校長は日夜苦心し又努力せられつゝあるも余りにも長い廊下なるが故にその努力にも拘らず実績は減殺されてゐるものと認められるが、名目統合より実質統合の叫ばれる所以も此処にあるものと認められる。

二、男女共学の実状

男女共学実施当時は一部反対の声もあり又危惧された様であるが現状は極めて好成績に実施されているもの

と認め

爾來特別問題を起したこともなく修学に於いても徐々に成果をあげつゝあることを教師、生徒、父兄間に於いて共にこれを認めて居る様であるが又吾々實際について見ても概ね円滑にいつてゐる如くであつた。只元女学校であつた校舎は男生徒收容後は少々荒れた如く感じられたがこれ等は当然な成行でさしたる問題でもなからう。

三、教員の勤務過重の問題

前記廊下の長い問題と関連する事柄であつて校舎間のかげ持ちにより心身に疲労を來たし殊に定時制分校の多くしかも中心校より遠距離にある学校の場合この出張教授は相当時間的に浪費すると共に過勞に陥らせることは必定と認められる。

譬ば日野高校を例に採れば黒坂及根雨校舎を中心に阿毘、日野上、江尾、溝口等の遠隔地に分校が点在しその間を一週延二十三名の出張教授を余議なくされて居る現状であるが、これ等は些か勤務の過重も認めら

れる訳である。しかも同校は定員に対し欠員四名、休養四名ある実情から見ても猶更の感を深くさせられる。

しかして他校の場合もこれと大同小異であつて總体的に見て現在のホームルール、ホームプロジェクト等の新教員法により学級数と教授時間が増加し勢い前記事情と共に勤務過重となり教員増置を必要とする状況にあるこれ等に原因する休養教員が相当数生じつゝあることは今後慎重に考究すべき問題であらう。

参考し各校の定員に対する欠員数及休養教員数を示せば次の通りである。

教官の定員に対する欠員及び休養教官数調 (一月三十一日現在)

学 校 名	欠 員 数		休 養 教 官
	教 諭	養 護 教 諭	
鳥 取 東 高	1	1	1
同 西 高	1	1	1
八 頭 高	3	1	1
倉 吉 農 高	1	1	1
	1	1	3

00797

00798

倉吉高	東伯高	養良農高	米子東高	同西高	日野高	境高	岩美実高	邑法実高	青谷高	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
6	1	1	2	1	4	1	1	1	1	21

四、教育の機会均等の問題

普通科より実業科が、全日制より定時制教育が軽視され勝であり又都市高校より郡部高校の施設及び設備内容が悪い、普通科と実業科の統合高校は兎角普通科に重点を置かれ勝ちである。即ち教育活動にしても学校

運営、或いは教員の配置、施設々備の整備、経費の配分等は概ね普通科に重点偏重の嫌が多分に見受けられるが之は弊害ありし、旧來の儘のやりかたであり大学に進まざる約七割の学徒の爲めから申しても亦我が国の將來から謂つて寧ろ実業教育に重点を置き替え実業教育の振興を図るべきであらう。殊に本縣の場合に於いておやである。これは縣当局に於いて考慮すべき事柄と思われるが又これ等の校長殆んどが普通科出身なる爲め將亦前記校舎間の廊下が長く爲めに充分なる連絡も出来ない關係もあつて実業課程に対し比較的関心の度薄いではなからうか。

次に定時制教育の重要性は今更贅言を要しない処であつて勤勞青少年の向学心を昂め教育の機会均等門戸開校を図る爲めの有意義なる教育制度にも不拘元々学校設立当時創設経費一切地元負担との方針で開設された關係もあつて地元の熱意の有無によりその実態は甚だ不振なるものがあり未だ寺小屋教育の感を抱かせる学校の數多くあることは何としても歎かむべき次第であ

00799

る。これでは定時制とは謂え高等学校として外觀實質共に充実した眞の高等教育の実施はあり得ないので地元町村のみに依存せず縣費を以つて漸次校舎設備の充実を図ると共に優秀教員の配置と定員増加し以つて縣立高校としての魅力と誇りをもたせ地方勤勞青少年の向学心を喚起せしむることが本制度を活かす道ではなからうか。

次に高等学校を一巡して見て感じられたことであるが教育施設は都市部学校に比し郡部所在学校が劣悪であることと謂うことである。勿論その学校の歴史により大きく左右していることは否めないが今後施設の拡充整備はこれ等貧弱校に重点を置く様にして教育の均等化に努めるべきであらう。

五、校舎その他施設の改造築並びに補修の問題

歴史の古い学校は老朽腐蝕し新しい学校は施設が貧弱、比較的完備したところは維持管理費に困難を生じていると謂うのが実状であるが、監査の結果これを校舎別に区分すると左記に分けることが出来ると思ふ。

- (イ) 總体的に見て一応施設は完備しているも老朽にて腐蝕破損箇所が多いもの
 - 鳥取西高校第二校舎、米子東高校、勝田校舎、倉吉農高、養良農高舎
- (ロ) 比較的腐蝕破損箇所は少いが施設々備が貧弱で整備拡充を必要とするもの
 - 鳥取東高第三校舎、倉吉高校東校舎(工業科)、東伯高校東校舎、東伯高校西校舎、境高校水産校舎、米子東高校法勝寺校舎、八頭高校郡家校舎、鳥取西校第一校舎
- (ハ) 施設々備は一応完備しているも維持管理費不足のため活用が出来得ないもの
 - 鳥取西校第三校舎、米子西校第二校舎、八頭高校智頭校舎
- (ニ) 震災の爲め全面的に検討し増改築及び補修を要するもの
 - 鳥取東高第二校舎
- (ホ) この外の各校舎は大小の補修或いは一部の改造を

00800

必要とするも先づ全般的に見て良好なるもの

鳥取東校第一校舎、米子東校長砂校舎、倉吉高校西校舎、米子西校第一校舎、境高校第一第二校舎、日野高校黒坂、根雨校舎

爾來予算に制約せられ拡充整備或いは補修を必要と認めつつも見送りとなり或いは姑息の一部補修に墮しているのが現状であるがこの儘の状況を継続すれば校舎その他の施設の耐久年数は著しく減殺され勢い今後の経費も倍加する結果を招くので縣財政面とも脱み合せ年次計画を樹て重要度と緩急面を検討し根本的に増改築或いは補修対策を眞剣に考究さるべきものと認める。(別紙学校別施設の状況参照)

六、機械備品、教具、教材の再配分と不足補充の問題
普通科と実業科の統合、男女共学制、通学区制の採用等が原因し特別教室(主として服装室、作法室、家事室等女生徒用)保健衛生室、運動場及び附属施設、便所等施設の面及び体操用具、服装科用具(主としてミシン機)作法科用具、家事科用具その外教材教具等

の保有状況に著しく矛盾を生じている。
一例すれば旧女学校舎に男生徒を收容したので(男女共学)男子用としては運動場が狭く附随設備が無いし男子運動用具或いは体操用具が無い、又逆に旧中学校舎に女生徒を收容した校舎にはミシンの不足、家事、作法室の不備不足を生じていると謂つた具合である。
又通学区制による生徒数の増減多寡より生ずる教室或いは備品、教材、教具の過不足も学校間或いは校舎間に二、三見られた。
以上の例からして実状対応の施設によることが望ましく又尠く共懸費購入教材教具、備品も実状に合つた再配分を爲し猶不足する場合は教育に支障あらしめない様充足することに留意し早急実状調査の上処置すべきものと認めた。尙農機具等も学校は一般農家より常に進歩し採長の基準となる様で在らねばならぬ。然るに現状は寧ろ反対である之れでは全く学校とは云へぬので進歩的改良器具機械による完全なる実習教育をせしめる様配慮が必要と認める。

00801

七、物品の納整理と学校備品、校友会或はPTA所属備品との区分整理の問題

各学校共全般的に備品の整備は不十分で台帳の記帳に洩れているものもあるので嚴格に処理すべきである。殊に縣費購入分と校友会或いはPTA所属分との区分は判然とせしめ置くべきであるが殆んどが不明確で中には前記団体所属分の台帳のない学校も見受けられた。今後統合による再編成或いはこれ等校具の再配分等の際これが不明確の爲め紛争の種となるることがないとも謂えないので明確にして置くべきである。

八、定時制、夜間部、通信教育不振の問題
勤労青少年教育の爲め門戸開校された三制度は教育の機会均等の面から見て眞に結構であるが開校以來今日迄の状況は余り成績良好とは謂えず下降状況にあることは歎かわしい限りである。この原因する処は色々あり

ろうが施設々備の不完備、優秀教員の不足、夜間教育開設場所の辺鄙、教科書の不足等を挙げることが出来ると思うが最も大きな原因は子弟の経済上の困窮と浮薄性が左右して前記事由とからみ合い向学心を喪失せしめている様である。劃期的本制度を有効的活用せしめる爲めにはこれが所要経費を増額して前記隘路を無くすると共にこれ等青少年の向学心を喚起せしめるべく本制度趣旨の啓蒙宣傳をし鞭撻することが肝要と思う。参考に二十四年度の夜間部及通信教育受講生の修学状況を掲示すれば概ね次の如くである。
夜間部並びに通信教育受講生調(昭和二十四年度)

学校名	区分		計	摘要
	夜間部	通信教育		
鳥取西高	一三三	一六五	二九八	
米子東高	一五〇	一一五	二七五	
倉吉高	六七	一	六七	
境高	四〇	一	四〇	
計	三九〇	二九〇	六八〇	

00802

九、退学者と授業料の問題

別表の如く授業料の滞納は月々相当額に昇り漸増の傾向にあるが学校当局もこれが納入督促に滞納防止に並々ならぬ苦心と努力を爲しつゝあることは充分認められる。何分にもこの経済不況に基く家庭経済窮迫から勢い授業料の滞納に現れて來てゐることは争われない事實の様である。これが爲め中途の退学者も続出してゐる状況で本年度に於いて別表の如く多数の退学者を出してゐる。何れにしてもこの経済事情下生徒の修学経費は月々相当額に昇るので日本育英会よりの奨学資金借入希望者も多数申出て居る様であるが貸付に限度があるので全部を容れられない様である。尙縣当局としても授業料の減免規定の設定に關し目下研計中と聞くがこの実状から見て早急実施に移されることが望ましく。

授業料滞納状況一覽表 (昭和二十五年一月三十一日現在)

学校名	校舎別	滞納金額		計
		全日制	定時制(含夜間)	
鳥取東高	第一校舎	10,500.00	11	10,500.00
	第二校舎	5,100.00	11	5,100.00
	第三校舎	16,500.00	8	16,500.00
鳥取西高	第一校舎	21,600.00	11	21,600.00
	第二校舎	5,500.00	11	5,500.00
	第三校舎	5,700.00	11	5,700.00
八頭高校	郡家校舎	13,500.00	11	13,500.00
	智頭校舎	23,400.00	11	23,400.00
	用ヶ瀬校舎	1,000.00	11	1,000.00
倉吉高校	第一校舎	16,200.00	11	16,200.00
	第二校舎	7,100.00	11	7,100.00
倉吉農高	第一校舎	7,100.00	11	7,100.00
東伯高校	第一校舎	1,100.00	11	1,100.00
養良農校	第一校舎	1,500.00	11	1,500.00
米子東校	勝田校舎	7,800.00	11	7,800.00
	長砂校舎	9,000.00	11	9,000.00
	法勝寺校舎	3,000.00	11	3,000.00
米子西高	第一校舎	48,000.00	11	48,000.00
	第二校舎	49,900.00	11	49,900.00
日野高校	黒坂校舎	7,500.00	11	7,500.00

00803

境高校	13,000.00	5,000.00	18,000.00
岩美実高	1	6,100.00	6,100.00
邑法実高	1	1	1
青谷高校	2,200.00	13,100.00	15,300.00
計	14,200.00	14,200.00	28,400.00

生徒中途退学者数一覽

(昭和二十五年一月三十一日現在)

学校名	全日制	定時制(含夜間)	計	摘要
鳥取東高	四七	三〇	七七	
鳥取西高	五三	五八	一一一	
八頭高校	三二	二七	五九	
倉吉高校	三六	三〇	六六	
倉吉農高	一一	二	一三	
東伯高校	二九	四四	七三	
養良農高	二一	一八	三九	

学校名	校舎別	全日制	定時制	計
米子東高	一九	八七	一〇六	
米子西高	三二	二二	五四	
日野高校	二七	四五	七二	
境高校	二五	四七	七二	
岩美実高	四〇	四〇	四〇	
邑法実高	三	三	三	
青谷高校	一四	一四	一四	
計	三一九	四三五	七五四	

一〇、僻地勤務職員の待遇の問題
 都市部勤務職員と山間僻地勤務職員との生活環境勤務生計費及び待遇等の諸条件を比較すれば後者が甚敷く不遇であることは否めない処である。これは物價と關係する勤務手当の矛盾もさることながら僻地勤務者は非文化的生活を余儀なくせしめられてゐる上に交通費を初めとし生計費は比較的嵩んでゐるにも不拘概して薄給の様である。特別加俸支給等考慮し優秀教員が

進んで地方社会の教育に専念出来得る様配慮の必要を認む。

一、工業科実験実習費の問題
工業科の実験実習費は殆んど縣費では見られず月々生徒の躰出金により辛うじて教育を受けている様であるが、生徒の負担も大きく又完全なる実習教育も困難を想像される。従前は修学上のこれ等経費は縣費を以つて支弁されていたことに鑑みても当然縣費を以つて支弁すべきものと思う。従つて或る程度の生産収入を財源としたる歳出予算を計上すべきものと認める。尙米子西高校工業科の諸施設は完備しているが機械類の維持費及電力料の最低額年十万円程度を要するも経費不

足の爲め支出に困惑している様である。前記と関連して考慮の要を認める。

一、二、縣費不足に因るP.T.A.経費に依存の状況
学校教育費予算の大部分を占めるものは何と謂つても人件費であつて需要費、施設費等所謂学校運営費は極めて少額である。従つて各校の実状は需要度に比して大中に不足を生ずる爲め已むなく別表の如くP.T.A.経費の依存を余議なくせしめられていて相当額が所謂受益者負担と謂つた格好になつている、蓋し高等教育と雖も需用費、施設補修費等の学校運営上の諸経費は当然縣費支弁とすべきであつて予算編成の際充分考慮すべきものと思う。

学校運営費P.T.A.経費に依存の状況

(昭和二十四年度分)

学校名	区分	支 出				計	摘 要
		施設費	旅費補助	教育諸費	修繕費		
鳥取東高		554,000	64,000	333,000	215,000	1,066,000	
鳥取西高		35,500	5,200	105,800	64,000	350,000	

八頭高 校		1	15,000	56,000	1,000	76,000	
倉吉高 校			33,000	25,000	15,000	73,000	
東伯高 校			10,500	45,000	1	55,500	
倉吉農 高			22,000	50,000		72,000	
養良農 高			104,000	45,000	45,000	194,000	
米子東 高			19,700	33,300	33,400	86,400	
米子西 高			15,100	31,000	31,000	77,100	
日野高 校			105,300	23,000	23,000	151,300	
境高 校			40,000	9,400	121,200	170,600	
岩美実 高							
邑法実 高							
青谷高 校							
計		1,333,300	260,000	1,189,000	626,900	4,449,300	

一三、農業生産物の出納処理の問題

各農業高校の実習教育より生ずる米麦を初め農産物、畜産物及びその加工品は相当量を收穫しつつあるが、

これ等を校友会所属分と混同され勝ちであり又用途別の出納についても概ね明確を欠いている様である。譬へば販売の外に学校用、生徒試食用、種子、飼料、肥

00806

料、加工用等の出納記録は嚴格にすべきであるが杜選に流れていることは公明を欠くものとして面白くない。尙收入予算一杯を限度として販売收入しそれ以上の收入金は別途会計にて実習運営上の経費即ち施設の増設補修或いは不足の飼料、肥料又は材料費等に廻転経理されて居る様であるが、本実習経費は特別会計につき予算額以上の収入ある場合は追加予算の措置をすれば還元されるものにつき正規の経理をすべきものと認められた。

以上総合高校の現状は心ずしも創建当初の過渡期に於ける状態なりとのみ認め難き点あり、即ち廣地域に点在せる数校を合併せるものは徒らに校数に制約せられて統合せんが爲めに統合したと謂つた感があり立地條件の甚だしく異りたるものを無理に統合したと云う風の不自然さを示し居るのみならず之が経費の面に於ても決して合理化せざるものあるを見る。彼此統合の再検討は極めて緊要の事と認めざるを得ない。その他にも種々の問題もあるが概ね以上が重要事項とし

て採り上げた問題である。この中には今更事新しく採り上げる必要もなく多年に亘りやかましく叫ばれ或いは從來監査の際指摘して來た事柄もあるが要は高等学校教育の完璧を期するには是非この程度の施策は絶対不可欠である。先立つものは経費であり財政的に窮乏せる本縣の場合一時に実施することは勿論難事であろうが財政面と睨み合せ又他の諸事業と比較検討しつゝ教育実施上の隘路となつて居るこれ等の諸問題を一つ一つ早急解決方果断なる措置を望むものである。

鳥取東高等学校 昭和二十五年二月三日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

同 保木本 徳 太郎

監査概況

本校は第一校舎(普通科)第二校舎(工業科)第三校舎(農業科)及分校二校(大郷、美和農業科定時分校)を以つて編成され生徒は普通科六〇六名、工業科五一九名、農業科一五〇名(定時制三三名を含む)計一、二七五名が在學している。

00807

学校統合による運営状況は概ね円滑に遂行されているが第三校舎は第一第二校舎より可成遠隔地にあり又農業科はその実態からしても総合教育の妙味を發揮し得ない憾が多分にある。

校舎その他内部施設は第一校舎は完備とは申せない迄も現在教育上には先づ支障ないものと認められるも第二校舎第三校舎の場合甚だ劣悪にして將來早急に整備改善の要あるものと認められた。

次に細部項目の監査結果は概ね次の通りである。

(1) 校舎その他施設設備の状況

A 第一校舎は教育実施上概ね支障はないものと認められたが女生徒の被服及作法室なく随つて疊敷一教室の増設並に入学卒業生差増員による最少限度普通教室三教室の増設を必要と認められた。

B 第二校舎は震災により校舎その他の施設が損壞した爲め爾來序々に復旧されつゝあるも現在尙二棟の校舎はバラツクにて雨天の際は傘をさして授業する

といった状況であるがこの中一棟は本年度改築される

る予定の様であるからこの点解消されるであろう、しかし尙普通学科教室、特別教室共に絶対数の不足が認められる又二十二年度に於いて建築科を増置されたのであるが作業室なく又製図室の不備と器具機械類も甚だ貧弱につき總体的に建築科の充実を図り同科の教育目的を完遂せしめる様配慮すべきものと認められた。

その他電気機械、金属化学等各課程に対する施設は甚だ不充分にして実務的工業課程の教育上施設々々備等につき再検討の要あるものと認められた。

C 第三校舎は校舎施設々々備共その規模構成に於いて甚だ貧弱にして全く論外の域を脱し得ない。前回監査の際にも指摘した処であるが教室そのものも少く農業施設、農産及畜産加工施設は勿論器具機械等に於いても殆んど見るべきものがない。一時に整備するは困難であろうが漸次充実し整備して本來の農業教育施設にすべきものと認められた。

(2) 防火設備の状況

防火については各校舎職員生徒共に関心を持ち防火態勢を整え出火予防と防火対策を樹て、いる様であるが第一校舎を除く第二校舎第三校舎の防火施設としては僅かに数個の消火器を備付けあるのみで他に消火器具なく又水道栓消火貯水池もないのでこれ等を設備し有事の際に備へ置くべきものと認められた。

(3) 收支予算と経理の執行状況

A 支出関係人件費を除く各費目経費が絶対不足にも不拘PTA会費に相当額を依存している関係もあつて予算を温存している傾向のものが相当見受けられる。

B 旅費予算額は職員百名近くに対し二十二万八千円一人当り約二千三百円の僅少額に付き正当支給額より相当額減額支給されているのであるが又減額支給の際は夫々減額基準を定めて置く要を認め、尙旅費支払は本人より請求に俟ち支出書による連名支出は妥当でない。

C 歳入関係授業料の未収が一月末現在、万九千三百

円の多額あり月々相当額の滞納がある様である。この傾向は不況による生徒の家庭経済窮乏によるものが大部分であり学校側も徴収に相当苦勞している様であるが、しかし中には三ヶ月以上の滞納者も相当数あるので善処さるべきものと認められた。

D 授業料の調定期が各月末になつてゐるが授業料徴收規程からしても早目に調定すべきものと認められた。

E 第三校舎(農業科)特別会計生産物売代豚加工品売払財源として八万円の收支予算が計上されているが豚舎の未完成生育等の関係から生産加工に到らず爲めに収入なく歳出関係は現在約四万八千円消費しているので歳入欠陥となつてゐる。二十四年度は収入を揚げ得られない状況であるこの歳入欠陥は善処さるべきであらう。

(4) その他の事項

A 第一校舎と第二校舎は隣接位置でありこの間をつなぐ道路があるが本來の道路に非ずして農道でありこの幅員は極めて狹隘の処生徒の通行頻繁爲めに農

作物にも悪影響を与えている様である。在迄耕作者の理解により苦情もなく経過しているが今後兩校舎を直結する爲めこの通路沿いの耕地を若干買収拡張し場合によつては廊下を建設する等綜合高等教育の一端とすることも良案と思う。

B 第一校舎(普通科)割烹室は板張床であり炭火により実習しているが火災の危険もあるので防火の点充分注意を要すべきものと認められた。

C 第二校舎(工業科)は施設の完備と資材を豊富に購入し事業経営形態による生産実習教育の抱負を持つて居るがこれは現在の状況に於いては不可能にして先づ校舎施設の復旧と設備の充実が先決問題であるから今後の研究課題として考慮すべきであらう。

D 第三校舎(農業)の農業実習地四町八反三畝を借用耕作して居り米麦、甘藷、野菜等收穫しているが縣の生産収入にしないこれは縣費支出が見られしていない関係もあるが今後は実習費を特別会計として合理的に運営すべきものと認められた。

F 校舎別の備品台帳は整理されているが学校総合の台帳も新に設置する要がある。尙校舎間の配置転換したものは調査の上夫々転記する様留慮すべきである。

監査概況

鳥取西高等学校 昭和二十五年二月三日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 保木 本 徳 太 郎

本校は第一校舎(元三高普通科)第二校舎(元一高普通科)及第三校舎(商業科)のほか第二校舎に夜間部、通信教育部を夫々併設し生徒は普通科一、四二〇名、商業科三〇三名、夜間部一三三名、別科三七名計一、八九九名在学している外通信教育受講生一六五名を取扱つており本校は各校舎共地理的近距離に接近されている關係上綜合教育性を發揮し学校運営も円滑に遂行されているものと認められた。

校舎は三校舎共在學生徒に比し教室に不足を生じ教科選択制の完全実施の上から支障があるものと認められ又近

00810

く入学する新入生の受入態勢も充分整っていない現状であつたがこの儘では新入生完全收容に危惧の念を抱くものである。

又現在の特別教室も普通教室に兼用を余議なくされており生徒の選択実習上相当支障を生じている様であり尙設備内容においても破損老朽のものがあつて使用に堪へないものがあり施設の不足と共に教育上の隘路となつてゐるが生徒数に比し本施設の増築と内容充実は最も急を要するものと認められた。

以下細目についての監査結果は概ね次の通りである。

(1) 校舎その他施設々備の状況

本校は各校舎共相当老朽し震災によるその後の復旧も遅々としてなされず逐年荒廢の一途を辿りつゝある現状であるが僅かな修繕費ではその維持管理も充分でなく後援団体等の援助により辛じて応急補修し校舎の最高度活用に腐心されているようであり又各校舎共随所に修繕箇所も見受けられるが各校舎毎に主なるものを揚げれば次の通りである。

A 第一校舎の罹災跡のバラック建校舎は採光も悪く

一部窓の改造がなされているが根本的改造の要がある又家事室の床板が腐朽落下し居り実習中の汚物の排水溝も悪いので非衛生的であり実習上の便を図るため土間に改造するが適當と認められた。尙本校舎は元女学校施設であつた關係で校舎全体清潔であつたが男女共学により相当不潔になつたよう感じた。隣接教室間壁板の破損等環境上面白からさる面があつた。

B 第二校舎は全般を通じ建築壽命年数も相当経過し到る処壁の脱落、屋根破損による雨漏箇所があつたり又倉庫建物が腐朽し倒壊の寸前にありこれが取り壊す予算もなく見送りの状態である至急何等かの処置を必要と認む又破損した机、椅子が相当散在しているが修理出來得るものは修理し活用に努めるべきである。

C 第三校舎は屋根の破損により随所に雨漏箇所があるほか全体的校舎の雨樋が腐朽している又職業科課程に必要な実習器具が故障或いは破損により使用

00811

不能のものがあるがこゝにも修繕費予算なく死蔵されて居た様である実習に支障なきよう考慮を必要と認められた。

(2) 防火設備の状況

各校舎共若干の軽便消火器が備付けられてはいたが学校自体としての対策も見られない特に前回の監査の際指摘したにも拘らず何等措置が講ぜられていないことは遺憾である各校舎毎に防火上の各班を編成し防火設備を充実にし有事の際に備へ置くべきである。尙本校は高台にある関係上水利の便も悪く日常用水さへも困難を生じている模様であるが財政が許せば水道谷より流水を誘引し校内貯水池を設置し得ることも考えられているので当局の考究を望む。

(3) 收支予算とその執行状況

A 支出予算は總体的に不足を生じ爲にPTA経費に依存されているようである特に実験実習に必要な経費、通信教育、夜間部に要する需要費の増額の要が認められる。

B 授業料収納状況は全般に悪く一月末現在九万一千余円の未収を生じていたがこれが徴収に一層努力された。

C 備品整理状況はその数に於いても老大である関係か整理されていなかったが特に統合による保管転換の引継処理、PTA、校友会所有備品と縣費のものとの区分を明確にし整理して置く必要が認められた。その他の事項

A 教科材料又は生徒の環境改善、機械器具類の補修等最も緊急を要する施設の改善に父兄の協賛を求めためPTAを通じ六十万円の寄附金募集を企画し現在四十万円の拠出を見て逐次改善を施している。

B 男女共学に伴い各施設において不便を感じているが辛うじて便所のみが間に合つている状況であり特に第一校舎は元女子用校舎であり第二第三校舎は男子用校舎であつた関係上衛生室、更衣室等施設の必要が認められるこれが施設を一挙に完備することも財政的に望めないと思はれるが緊急を要する施設の

みは考慮すべきである。

八頭高等学校

昭和二十五年二月六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 徳 太 郎

一 監査概況

本校は智頭農林高を統合し那家校舎(普通科)智頭校舎(農業科)と定時制課程を國中、智頭、八上、用瀬、若櫻に設け生徒は普通科四二〇名農業科二八四名と定時制七四名、計七七八名在学している。那家校舎及び智頭校舎と相当遠隔距離にある、定時制分校は八上、用瀬、若櫻に設置されている關係上職員は時間的勞力的に勤務の過重が認められ又定数配置については実情に即応した配置が望ましい。

那家校舎は縣有としてはバラック建六教室でありこの外鳥取大学々芸学部から五教室を借用し辛うじて授業が行われているが種々不便を生じ困惑している実情である殊に新年度入学生を受入れるには現一一教室では到底完全收容は望まれない。現在の処未だ新入生の受け態勢が整

つていながつたが、教育委員会としても施設の状況と眼み合せ受入準備を至急整へることが必要と認む。尙縣有バラック建教室は採光、通風、防音等の観点から教室としては不向きと認められ特に雨天等の場合は相当視力に悪影響を及し教育上支障あるものと認められるので將來改造の必要がある。

既述の通り本校舎はバラック建教室以外は大學のものを共用し特に特別教室、講堂は使用時間等顧慮し借用しているが備品その他設備についても殆んど専用のもものな不都合を極めてい様である近く大學も新校舎に移転するものと予想せられるがその際備品一切を携行されれば本校教育は停頓する破目に陥るものと憂慮されるので縣並教育委員会に於いて強力なる対策を講ずべきであらうと思われる。

以下細目についての監査結果は概ね次の通りである。

(1) 校舎その他施設々備の状況

A 那家校舎はバラック教室以外は国有である關係上縣費修繕費も余り認められずPTA援助に依り維持

管理されているが随所に要修理箇所が見受けられる。

又保健衛生施設の充実或は実習機械器具特にミシン、アイロン等僅少であり、実習上支障を生じているようであるので予算的配慮の要を認められる。

向校舎の維持管理については責任者を定め管理に万全を期しており使用校舎内の清掃清頓も整然として行き届いていたことは結構である。

B 智頭校舎は那家校舎に比し施設も整つてをり現在の処支障なく利用に最善を盡しているようであつたが講堂はバラック式の建物につき改築の要を認められた。尙農産加工、畜産加工施設も一応整つてはいるがその機械器具は概して旧式なものであつてその充実の要が認められる又本校舎に畜業試験場元智頭分場の建物を転換を受け一時南因中学に貸与していたが現在返還を受けて居るもこれが建物の維持管理について遺憾なきを期せられたい。

C 定時制三分校は夫々中学校々舎を間借りしている状況でこの内八上分校のみ地元の援助により目下獨

立校舎を建築中であり近く竣工の予定であつた又若櫻分校も近く獨立校舎を建築する運びになつていようである。

(2) 防火設備の状況

本校は兩校舎共防火態勢を整え有事に備へ訓練も毎月実施されているようであり設備も那家校舎は大學共用の腕用ポンプ一台、手提ポンプ等防火設備も整つている外貯水池二、その他の用木器具もあり完璧が期せられてはいる。又智頭校舎には校内五〇坪の貯水池が設置され附近水路の便もよく校舎内隨所に軽便消火器を備付け完璧を期している。

(3) 收支予算とその執行状況

A 總体的收支予算整理は適正と認められたが授業料徴收について一月末現在四万二千七百円の未收を生じこの内監査当時迄に二万三千余円徴收されていたが今一層の努力を要するものと認めた。

B 旧畜業試験場建物を南因中学に貸与しその貸付料二ケ年分四千円を智頭町長より收納しながら収入手

続がされていながつたが予算的措施を講じ正式收納すべきである。

C 特別会計生産物売払代に五万一千余円の未収を生じていたが至急收納すべきである。向一般に売払代金の收納が遅延の状況であるが縣財政面からしても収入の迅速化を図るべきである。又生産物処理はその出納に明確を欠ぐ点もあり関係帳簿類の整備を爲し適正なる処理を講ずべきものと認められた。

(4) その他の事項

A 智頭校舎の農産加工室、製造室、畜産加工室に備付けてある各種機械及農具舎に收納されている農具類の管理手入が粗雑であり特に機械類の使用後の放置、農具の泥土附着の儘收納しある等農業実習上將亦生徒の訓育上遺憾の面が窺われたがこれが管理について一層嚴格を期すべきである。

尚動力脱穀機、精米麦機、製粉、製麵機等主要機械は殆んど破損し修繕費もなく折角の機能も發揮できず死蔵されているようであるが修理を施し実習に支

障なきよう活用すべきである。当局の予算措置の配慮を必要と認められた。

東伯高等学校 昭和二十五年二月六日監査

監査委員 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸

監査概況

本校は西校舎(由良普通科)東校舎(上井農業科)の外に八橋、赤碕、旭、上井の定時制四分校を加へ編成されて居り生徒は全日制五〇六名、定時制九五名を教育して居る。本校も日野高校同様東西兩校舎間の距離が相当あり分校も廣地域に点在しているので学校運営並に教育活動にも余程困難を來している様である。校舎その他施設或いは附属設備等は甚だ貧弱にして縣下高等学校中の下級位に属する。殊に東校舎は鳥取大学々芸学部分校の老朽建物の一部を借用し講堂その他施設も供用として借用しているが非常に不便と窮屈をして居り又校舎中には危険と見られる箇所も随所にあるが何分借用建物につき補修も意の盡にならない様である。

西校舎、地元小学校と同一構内にあり屋内及び屋外運動場も小学校と供用と謂つた状況でこれ又非常な不便を感じている様であつた。

兩校舎共新入学に伴う増員により絶体的教室不足を訴えているが完全收容を期する上には西校舎は早急増築を必要とし又東校舎の場合鳥取大学分校の引揚後譲渡を受け充足することが緊要と認められた。

總体的に見て狭少貧弱な施設の下で統合による学校運営と教育活動に職員は困難と闘いながら努力しているものと認められた。

以下細目についての監査結果は概ね次の通りである。

(1) 校舎その他の施設の状況

A 西校舎は比較的新しい建物につき壁の脱落等小補修箇所二、三ある外は教育上支障なきものと認められた。現在三教室程隣接小学校に貸与しているが小学校屋内運動場等を供用借用して居り又地元の援助を受ける関係もありこれが貸与も已むを得ない事情も考えられるが新入生による増員等から考察すれば不取敢

返還を受けてこれに充足せしめることが必要である。何れにしても將來普通特別兩教室の絶体不足は明かにつき増築も近き將來においては是非考慮さるべきものと認められた。今ではまるで小学校附属高等学校の觀がある。

B 東校舎は周知の如く養良高校と並んで実業教育上貴重な歴史を有するが一部縣有建物を除く大部分が鳥取大学々芸学部分校の校舎であつてその一隅を借用している、建物は老朽にて補修箇所も各所に見受けられるも現在の処国有建物である爲め思うに委せず又講堂、特別教室等は大学の使用時間を顧慮し共用しているので借用交渉等種々不便を生じている模様である。設備、器具、教材は到つて貧弱につき再検討の上順次整備の要を認められた。

(2) 防火施設々備の状況

兩校舎共施設々備器具等不十分につき早急に整備し有事の際に備え置くべきものと認められた。

(3) 收支予算とその執行状況

00816

A 支出関係は他校と同様総体的予算不足の爲めPT
A経費に依存しているが特に分校通勤旅費、各種会
合出席旅費等に困難している様で今後他校の増配と
も睨み合せ考慮さるべきものと認められた。

B 本校全般に亘り授業料収納状況は良好で未納額僅
か一千二百円と謂つた好成绩にあることは眞に結構
である。

C 特別会計生産物収入は一月末現在予算額に比し約
十万円減収となつてゐるが歳出予算との均衡もあり
又反収も好績とは認め難いので生産収入に一層努力
の必要を認む。

尙生産物の出納は明確に記録してあつた。

(4) その他の事項

A 東西各校舎一名宛の教官の欠員があるが教育上支
障を伴うものと思慮するにつき速念充足の要を認め
る。

B 定時制分校の獨立校舎建築に關しては日野高校管
内へそれと同様地元の熱意と校長以下職員の奔走に

より八橋分校建築を初め旭、赤碓分校も漸次その緒
につきつゝあるは同慶に堪えない。折角の努力を望
む。

C 鳥取大学々芸部分校は引続き現在の儘存続も考慮
せらるゝが本校へ一元せらるゝとせばその際は校舎
は勿論施設々備一切無償譲渡を受くることに縣並に
教育委員会一丸となり強力に対処する様今より配慮
すべきものと認む。

米子東高等学校 昭和二十五年二月八日 監査

監査委員 保木本 徳 太郎

監査概況

本校は勝田校舎(元一高普通科)長砂校舎(元二高農業
科商業科)法勝寺校舎(農業科及定時制)と勝田校舎に
夜間部、通信教育部を併設し生徒数は普通科八九六名、
農業科二〇七名、商業科二〇三名、法勝寺校舎九二名計
一、四〇八名と夜間部一五〇名、通信教育受講生一二五
名在學している。

本校の校舎は夫々地理的遠隔地に散在し綜合教育の妙味

00817

發揮し得ず従つて教育活動も意の如くならずその運営に
支障を生じてゐる様である又勝田校舎の一部を中学校に
貸与してゐる關係上總体的に狹隘であり教育上種々腐心
してゐるが早急に中学の獨立分離方市当局へ要望する必
要がある。

長砂校舎はその点余裕もあり施設も一応整つてゐるので
施設の最高度利用に努めてゐる尙法勝寺校舎は地元村民
の援助と強力なる熱意により小規模ながら漸次施設内容
の充実に努め相当整備されたやうであるので現在の処学
校運営上支障なきものと認められた。

以下細目についての監査結果は概ね次の通りである。

(1) 校舎その他施設々備の状況

A 勝田校舎は總体的老朽建物であり随所に雨漏個所
も見られ小教室及廊下の天井並壁の脱落等あり特に
旧校舎建物の補強施設も腐朽し補強としての効力も
なく危険の状態であるので早急対処の要を認めた。

又現在の特別施設として裁縫室の狹隘、洗濯室、便
所の改造等男女共学による女子用施設が不完備のよ

うに認められた。

B 長砂校舎は元商番学校であつた關係上共学による
女子用施設は不十分で不取敢便所のみ完備してゐる
が家庭科設備の充実、衛生室、更衣室等も皆無であ
る。施設としては整備された校舎であるので内部を
改造すれば容易に特別施設としての完備が図れるで
はなからうか。又農産加工室の設備内容は何一つ見
るべきものがない実習に必要な機械器具の充実が
是非必要と認められた。

C 法勝寺校舎は前述の通り村民の熱意により整備さ
れつゝあるが旧校舎に雨漏個所があり雨天日には授
業に困惑してゐたので又厩舎の腐朽により使用に堪
へない実情であるので早急これが修理を図らねばな
らない。尙本校舎は校地が狹隘のため民家と楯比し
てゐる実状につき防火に不断の注意が必要である。
又運動場も狭く不便の様であるが隣接実習地を整地
すれば多少の拡張も容易にでき得るではなからうか
考究の要を認む。

00818

(2) 防火設備の状況

各校舎毎に防火班を編成し毎月訓練を実施している外は若干の消火器が備付けてあるのみで設備としては充分と認め難い、校舎毎に防火用バケツが備付けてあるが常時満水し置くべきである。

(3) 収支予算とその執行状況

A 予算執行並会計諸帳簿の整理については事務担当者の積極性が乏しく特に授業料徴収並に長砂校舎特別会計事務についても担任教師に一任せるの嫌がある。従つてその執行状況も遅々として捗らず特に收入指置においても遅延し又支出予算経理の遅延のため未支払のものも相当件数あつた尙授業料未収額一月末現在九万四千余円を生じていたが今一層の努力を傾倒し事務の執行を図るべきである。

B 特別会計実習費收支については縣有地、校友会所有地を混淆し兩者の区分に明確を欠く点があり又收支も二本建経理されていたが適正と認め難くこれ等の整理に當つて主任出納員の指導がなされておらず

放任されていたようであるが今後充分關心を持ち嚴格処理すべきである尙参考のためその收支を掲げれば次の通りである。

一 総收支状況 (一月十五日現在)

総収入 四十九万三千三百六十二円十錢 生産物売払代

総支出 四十六万四千五百五十九円二十九錢 施設増設及諸経費

残額 二万八千八百四十六円八十一錢

以上の通りであつてこの総收支額中次の額が縣特別会計の收支として出納経理してある。

二 特別会計縣立学校実習費に計上のもの

収入 (一月三十一日現在)

科目	予算額	調定額	収入済額	予算額に対する増減
生産物売払代	三三、三三三、〇〇〇	二四、四〇〇、二二二	三三、三三三、〇〇〇	△二〇、八三三、八八八

科目	予算額	支出額	残額	摘要
歳出				

総支出額 三三、三三三、〇〇〇 一三、七七一、八 一四、五五七、四

(4) その他の事項

A 勝田校舎において夜間部を担当しているが本校は東部に編んでいる關係上生徒の通学も不便であり出席率も低調のようであるので勤労青年の便宜上西校舎に併設すべき要が認められた。

B 長砂校舎に於ける実業教育中特に農産科実習には担任教師の卒先垂範と生徒の農業に対する氣魄と熱意により相当成果を挙げ又一般実業諸団体の協力と活用を得ていることは欣しい次第である。

C 住宅難と雖長砂校舎の一部を職員の住宅として使用しているが前回監査の際にも指摘したにも拘らず何等措置が講ぜられていないことは甚だ遺憾である当局の早急なる対処を要請する次第である。

米子西高等学校 昭和二十五年二月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉 同 柳 谷 保 一

一 監査概況

本校は第一校舎(普通科)第二校舎(工業科)を以つて編成され生徒は普通科六九七名、工業科四八七名計一、一八四名が在学している兩校舎間を教員のかげもちや行事の合同実施等綜合制の特色發揮に種々努力し苦心している様であるが未だ十分なる効績を挙げ得られない様である。

校舎その他内部諸施設は兩校舎共に概ね整備されて居り縣内高等学校中では先づ上位にあるものと謂えよう只第一校舎で実習用機械器具は二十數年間使用し來てゐるの老朽に屬し磨滅損傷の爲め新設又は修理を要するものが相當數ある。

尙第一校舎は元女学校であつた爲め男子用体操用具及運動用具の設備なく又運動場は狹隘の爲め男子の運動に支障がある様であり早急に善処方の要を認めた。

次に細別に監査した結果は概ね次の通りである。

(1) 校舎その他施設々備の状況

A 第一校舎は窓枠、校舎外廊に腐朽の箇所が散見さ

00819

00820

れたが概ね良好と認められた只新入学に伴う増員により一教室が不足するが東側下駄置場の一室を教室にすれば格好なるものと認められるのでこれを改造し生徒收容に充てることが適当と認められた。その他の点は前記監査概評に記した通りである。

B 第二校舎は概ね整備され支障なきものと認められたが少部分の小補修は第一校舎と同様である。尚その他の設備については前記の監査概評に述べた通りである。

(2) 防火設備の状況

第一第二兩校舎共職員生徒を一丸とした防火態勢を整備し又防火設備用具は概ね完備され有事即応の状況にあるものと認められたが今後この状況を持続しその万全を希望する。

(3) 收支予算と経理の執行状況

A 本校もPTA経費に依存し辛して運営を図つてゐるが今少し予算経理の計画性を図ることが肝要と認め

B 旅費予算も他校同様相当窮屈で何れも減額支給されて居り一名当り年間約三千円程度であるが不足額はPTA経費から補給を受けている様である。

C 授業料の未收額は一月末現在九万四千二百円で延三一人が一月滞納していることになつて居るが本校は校長職員又は事務当局に於いてこれが徴収に關しては多大の努力を払い心を悩まして居る様であるが尙前記の滞納を出しているのは生徒家庭経済の窮乏を如実に物語つてゐるものと謂えよう数ヶ月以上滞納しているものが十数名あるのは早急に善処さるべきものと認められた。

(4) その他の事項

A 本校は個人指導と不良化防止の実験学校に指定を受け人格指導と情操の陶冶を図り漸次その効果を挙げつゝあることは欣ばしい又男女共学についての成功を認められつゝあるのは誠に結構なこと、思う。

B 第一校舎運動場の狹隘な点は前述の通りであるが運動場の北端に民家があり、これを校有地の一隅に

00821

致転のことゝし土地交換することが可能ならば当運動場は有効的に使用が出来るが経費の關係もあるので今後の問題として考究すべきであらう。

C 第二校舎の教育第一義は実験実習教育の完全実施にあるが現在実習教育はこれが資材費、藥品費は縣費で見られて居らず生徒負担による実習費一人当たり四十五円を以つて実習している模様であり他の工業課程の学校も恐らく同様でありこれでは実習教育の完璧は期せられないものと思う。縣財政の關係もあろうが早急縣費支辨によりその教育を実施する様当局の配慮を必要と認められた。

D 第二校舎(工業科)課程に昨年度より土木科が附設され設備も完備し教育されつゝあるのは眞に結構と思う。この経費は縣費三十万円、地元市町村及土建業者、同窓会、PTA等から二十九万円の寄附を受けつゝあり本年度早々寄附採納手續を縣に申請予定の様であるが地元側土建業者及後援団体の熱意の然らしむるものと認め欣しく感じた。

E 昨年度初め校具その他に充てる爲め第一校舎生徒父兄有志より一人当り二百円を目標とした寄附を受け現在約十一万円を受入れてゐるが縣費不足の爲めの補充経費として窮余の策の様であるけれども共篤志家の自発的寄附以外は今後考慮すべきものと思ふ。

日野高等学校 昭和二十五年二月九日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 柳 谷 保 一

一 監査概況
 本校は黒坂校舎(農林科)根雨校舎(普通科)江尾、溝口、日野上、阿毘縁の定時制四校を以つて編成され在校生は全日制約六〇〇名、定時制約二〇〇名合計約八〇〇名を教育している。中心校の黒坂校舎並に根雨校舎の施設及び設備は完備の域に達し保全管理についても亦常に意を用いてゐるが殊に根雨校舎のそれは注意周到であり清潔整頓は格別賞讃に値すべきものと認められた。兩校舎共普通特別の各教室は一応整備され外廊に雨漏箇所が一、二あるので応急修理を要するがこれを補修すれば教育上

先づ支障ないものと認められた。只定時制四分校は獨立校舎なきため小中学校を間借し間に合はせているが現在これが建築に地元と折衝し漸次実現の運びとなり先づ日野上分校は過般設立したことは地元の熱意もさることながら校長以下職員一同の努力の然らしむる所と認め同慶に堪えない。又黒坂校舎は三十周年記念に相当するので第一期工事として家畜治療解剖室、農具倉、図書室、温室外二三の施設の新築或いは修理を昨年六月完了、第二期工事として二十五年に於いて木工教室三十坪を新築予定で二十三年度以來三ヶ年計画経費二百十万円を以つて施行されつゝあり、PTA、同窓会、地元一般有志、職員並に在校生等校外外一丸として強力に実施されていることは眞に欣しく思つた。本校は特殊地域にあるので縣下で最廣範圍に分校が点在し相当長い廊下をもつていて職員員の教授上の不便も想像以上で教育上にも幾多の支障を伴うものと認められた。

次に細部項目の監査結果は概ね次の通りである。

(1) 校舎その他施設設備の状況

黒坂校舎、根雨校舎共建築以來相当年数を経過しているも校舎の内外諸施設設備は老朽乍らも概ね整備されており特に根雨校舎は維持管理の点が良く行届いてるので良好と認められた。野外施設も根雨校舎の場合男女共学の現在屋外運動場が極めて狭隘にて不便の様であるが現在拡張地としては鉄道線路を越えた向地があるが農地の關係もあり地理的にも如何と認められたがしかし今後の研究課題として早急考慮すべきであろう。

(2) 防火設備の状況

根雨校舎の方は防火設備器具共に概ね整備の状況にあるが黒坂校舎は設備器具共に貧弱にて殊に有事の際の地理的状況から見ても防火用水池の一つは是非共必要と認む。尙当校舎としては校舎内及び農場配水用として現在の水源井戸に揚水設備を完備し度い希望も持っているがこれにより防火用に備えると共に前記用水を得る爲にも完備を急ぐことが緊要と認められた。

(3) 收支予算と経理の執行状況

A 前記監査概評に述べた如く縣下最廣範圍に点在す

を期すると共に合理的運営を図るべきである。

(4) その他の事項

A 教官の欠員四名、休養三名あるが完全教育を施す上に支障を生ずるものと認められるにつき急速充足せしむべきものと認む。

B 定時制分校は夫々附近地元町村の全幅的支援と学校当局の熱意により漸次整備されつゝあることは欣しく感じた。

C 実習農場経営は学制改革に伴なう実習時間数の減少と生徒の土地に魅力を失ひ勤勞意欲の低下或いは地力の低下等が原因して反収も尠なく成績芳しからず又耕作面積も減反されておる模様であるが、農業課程校としては重大問題と思考されるので学校当局は慎重に考究し善処すべきであろう。

る修養を持ち長い廊下を往復する職員も労苦も並大抵ではなく加うるに旅費年間予算は二十八万円職員一人平均四千円見当にて他校より稍々多額配当し考慮されている様ではあるけれども交互出張教授は一週延二十三名を要している観点からすれば尙増配方を考慮の要あるものと認められた。尙縣庁との連絡を必要とする遠隔地の同校通信費も併せて同様考慮が必要であろう。

B 歳入は一般会計授業料収入は極めて良好で一月未滞納額八千二百円で全部が一月分の滞納であり二月以上の滞納者はない。これは校長以下職員の不絶の努力によるもので中には定時制における優秀生徒のこれが滞納は担任教師の立替により納入せしめているものもある様である。

C 特別会計生産物収入は予算二十三万余円に対し収入済額は十三万九千余円で九万円程度減収を來しており、地力の低下とか梨の盜難(見積額三万円)等種々理由はある様であるけれども実習地管理の万全

00824

境高等学校 昭和二十五年二月九日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

同 保木本徳 太郎

監査概況

本校は第一校舎(元一高普通科夜間部)第二校舎(二高普通科家庭別科)水産校舎(水産科定時制)を以つて編成されており、生徒は全日制普通科五四八名、夜間部四〇名、別科二七名、水産科九二名、定時制二二名計七二九名在学している。第一校舎は現在の処收容人員に比し支障なきものと認められたが第二校舎の一部を境中学に貸与している關係上狹隘であり支障を生じている模様であるので中学獨立分離の要が認められる。総合教育の実現のため努力し第一校舎と絶えず往復されているが近距離と雖も雨天の場合は相当困難と不便を感じている様である。尙水産校舎は元軍の施設を改造し充当しているが相当遠隔でもありこの間の職員通勤に腐心を重ねているが結果的にみて総合教育の実は挙げ得ないものと認められた。又施設としても外觀は一応整つてはいる様であるが内部施

設は貧弱であつてこれが施設で本縣唯一の水産教育をなし得るか如何と疑わざるを得ない実状である。かゝる観点からして特に実験実習に必要な内容設備の充実に急速に圖り以つて無限の海洋資源の開拓する人材の養成に努めるべきであらう。尙本校は立地條件からしても海岸には程遠く実習にも支障もあるようであるので総合教育の主旨から謂つて校舎の境移転の要を充分に認める。

以下細目についての監査結果は次の通りである。

(1) 校舎その他施設・備の状況

各校舎共戦災復興は遅々としており又位置が海浜に偏している關係で風雨の被害も甚大であり隨所に雨漏り或いは修繕箇所が見受けられた。

A 第一校舎の一階渡り廊下は強風のため屈曲し当時応急補強工事がなされた儘放置されているが再び強風を受ければ倒壊の恐れありこれが早急修理の要を認めた。尙海浜側渡り廊下は殆んど屋根瓦もなく雨天の場合は歩行できない実情である。又本校は元中学校々舎であつたため女子用施設としては現在便所

00825

のありしかも五人分しか新設されておらず非常に不便を感じている。他の施設完備は充分に望めないとしても便所の増築は緊急対処すべきである。

B 第二校舎は中学が同居している關係上特別教室、図書室、会議室等の設備が出来ない憾みはあるが設備としては概ね充足し支障のないものと認められた。表支脚屋根の脱落腐朽により雨浸しになつて雨天の場合出入に困惑しているが又校舎の維持管理からしても早急修理の必要を認めた。

C 水産校舎は既述の通り設備としては一物もないと言つても取えて過言でなく内容の充実が焦眉の急を要するものと認められた。又教室としても元工員宿舍を改造したもので晝間でも余り採光もなく屋根は破損により隨所に雨漏り箇所が相当あり授業に困惑しているようであつた。

(2) 防火設備の状況

各校舎共若干の消火器と防火用水池の施設があるほか学校自体としての対策が講ぜられていないが各校舎毎

に防火上の各班を編成し有事の際に備え置く訓練が必要である。

(3) 收支予算とその執行状況

A 支出關係予算執行に当り一費目中より支出し全然支出していない費目が相当あつた。執行に當つては計画を樹て適正なる予算執行の要がある。特に水産校舎に於ける施設費中実業教育振興費等は執行に當つては充分意を用い施設の充実を図るべきであらう。

B 授業料徴収は關係者の努力により概ね順調に徴収されていたか一月末一万八千八百円の未収を生じていたので至急收納すべきである。

(4) その他の事項

A 水産校舎に昨年八月実習船を建造されているが運航に必要な燃料の購入予算措置がないため今日迄運航不能にて乗船実習もできない実情であつた。船は建造されたが動かかないと言つた状況にあることは矛盾も甚だしくこの点当局の認識欠如であつて眞に遺憾である。水産教育は実習船により海洋上におけ

00826

る技術の錬磨と修得が特に必要であるので至急予算措置を講じ明日の実習に遺憾なからしむるよう配慮を望む。

尚実習船の漁船保険の加入の要を認められた。

B 水産科職員採用について種々困難しているようであるが縣水産課その他関係官庁と連絡し優秀職員の獲得に努むべきであらう。尙委員会当局の配意が望ましい。

C 第二校舎建物は地元より寄附採納を受けているが登記未了の様であつたので至急当局は手続をすべきである。

養良農業高等学校 昭和二十五年十二月十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

保 木 本 徳 太 郎

柳 谷 保 一

倉 繁 良 逸

監査概況

本校は、定時制共農業科を主体とし、心校の外に

定時制大山分校を以つて編成され生徒は全日制三三二名、定時制五七名計三八九名が在籍している。

本校の歴史は相当古いが旧來の傳統を承け継ぎ同校地域社会の実態に即した教育方針の下に堅実に実施されつゝあるものと認められた。同校々舎その他施設は相当古く又貧弱にして殊に講堂に到つては小学校にさえ見られない狭少なもので現在在校生を一堂に收容不可能な状況にある。

幸い校舎は昔の建築物丈けあつて強固に建築されており管理も行届いてるので老朽の割合に腐朽の箇所尠い様であつたが講堂のみは改築の必要を認められた。細目に亘る監査の結果は概ね次の通りである。

(1) 校舎その他施設々備の状況

普通教室、特別教室は一応は整つてゐるが生産実習施設は整備してゐるとは謂えない。特に学校より約一軒の遠隔地点にある晚田農場は丘陵地を開墾したる面積三町歩に及ぶ畑地にて主に柿、栗、蜜柑その他果実を植栽し又甘藷、大豆等を栽培しているが人家より相当離れている箇所のため收穫前に生産物が盜難に逢ひ折

00827

角職員、生徒の精魂をこめて生産した実習教育の結果が泡沫となつてゐる状況からしてこの地域に農場管理舎(番舎、收納舎、農夫舎)の設置は不可欠のものと認められた。尙獨立鶏舎なきため実習教育上にも支障あり農業高校としてこれ位のもの是非必要であらう。その他農産加工施設器具も不充分につき漸次整備を要するが総合的にみて農業実習設備は他校の夫れに比すと不整備の誹は免れ得ない。

(2) 防火設備の状況

本校の裏側は海面に沿ひ又学校構内に流水があり一朝事ある際の水源は心配の要なきものと認められ又職員生徒による防火態勢或いは防火器具も一応整備された。

(3) 收支予算と經理の執行状況

A 一般会計の收支は概ね順調に執行され授業料收納状況も成績良好である。

B 特別会計の生産収入はその予算額に比し減収が十二万余円(一月末現在)あるが今後収入予定の約七

万円(粳米、甘藷、青籾、育苗代、豚種付料等)が見込まれてゐるも尙五万余円収入減を生じてゐる。尤も歳出面で一応の抑制しているが生産に一層努力を払ふべきものと認められた。

C 牛二頭購入代残金五万三千円を粳米供出代収入金中で立替支出しあるは妥当でない。收支の限界を遡り処理すべきである。

D 豚種付料未収金二万二千円中二十三年度分一万四千円、二十四年度分八千円あるが速急収入整理するよう措置すべきものと認む。殊に二十三年度収入とすべきものを現在迄放任しあるは処理怠慢と謂うべきである。

E 実習による生産物は收穫後の処置区分(供出、販売、加工校用、飼料、肥料等)を明確出納し置くべきである。

(4) その他の事項

A 本校は縣立移管後日が浅い關係もあり現在迄に諸施設、教材教具等の経費が余り多く見られてゐない

が、今後財源とも睨み合せ可及的速かに前記の如き講堂或いは生産実習諸施設を整備の必要がある。

B 在学生の出席状況は他校のそれに比し成績良好にて定時制を通じ平均九四%であり全日制の場合九六%前後である。又本校男生徒より女生徒が体育智能共に優秀と謂うことであるが特筆すべき事柄である。

C 実業教育特に農業教育は一般に軽視され勝ちであるが最近の生徒の動向として耕作に魅力を失い従つて勤労意欲の低下を來しているものゝ如くであり、將來は営農の機械化、酪農の在り方等により魅力を取戻し近代的農業実習教育も考えなければならぬこと、と思ふ。この点日野高校の場合にも同様事情が述べられたが今後重要課題として採り上げられなければならないと思ふ。

倉吉農業高等学校 昭和二十五年四月十一日 監査

監査委員 倉 繁 良 逸

柳 谷 保 一

監査概要

本校は高校統合に際して農業課程のみを置く單獨農業高校として新発足し生徒数は全日制四二九名定時制(本校及南谷分校)六八名、計四九七名を收容教育している。本校は明治十四年創立された公立久米村農学校を前身とし同十八年縣立移管となつてから六十有余年の歳月を曆している。この間本館を初め記念館その他農林畜産及びこれら加工諸施設が逐年設置され現在では農業高校としての施設基準に近いものとなつており先づ申し分なく完備された農業高校と謂うことができ得よう。しかも建物は勿論その敷地、運動場、農業実習地の約十三町歩及実習林地一百十六町歩の拡大な地域が殆んど校有地であることは、実業教育を施す上において何かと好都合であり又理想的であつて本校の特色と謂うべきである。又他の農業高校に設置されていない農業土木課と昭和十九年文部省の特別指定を受け設置し農業教育の総合的一貫性のある教育を施しつつあることは括目すべきであつて長年に涉

り本縣農業、農業施策の根元的使命を果し來つて居る。之の充實した素質は大に伸揚大成せしむべきであつて之を地域的單農校たらしむることは大に考うべきであらう。只遺憾なことに必須教室たる製図室なく製図板その他測量機械、器具が未だ完備しておらず教育の実績を挙げることに困難と思考されるので早急整備することが必要である。次に本校は元男子農高だつたので現在の男女共学からする女子部設備が行届いていないが取分け農村家庭科及同別科の女子生徒の教育目的とする家事科教室は是非必要であり割烹室食堂程度は設けるべきである。次に各細目別に監査した結果は概ね次の通りである。

(1) 校舎その他施設々備の状況

前述の如く校舎を初め諸施設は概ね老朽であるが殊に旧校舎は格別荒廢甚だしく廊下床板の腐蝕、周囲壁の剝落、窓枠、雨樋の腐蝕、窓硝子破損等が目立つて居るが、この儘にして歳月を経過すれば今後の補修に莫大なる経費を費すこととなるのみならず建物の耐久力を減殺し場合によつては使用困難に立到らしめること

も慮り早急補修することが緊要である。尙昨年十二月以來約三十万円を以つて校舎の補修工事をされつゝあるも今後これに引続き逐次補修することが望ましいが管理保全については学校当局も今一段と細心の注意を払い万全を期するよう配意されたい。その他農業土木科の製図室、測量機械器具の整備及び女子部の家事科の施設の整備については前記の通りである。

(2) 防火施設の状況

本校の所在地は高原地帯にあり水利の便は非常に悪く一朝事あるときを想起すれば憂慮に堪えないものがある。同校にわ昭和十五年頃当時式万円を投じ倉吉町より同校迄水道を敷設せられあるも水圧低く水道栓による消火は困難と考えられるのでプールに貯水し備え置くべきであるが、現在該プールが破損しているため早急修理し災害に備え置くべきである。尙その他消火器類も充分とわ謂えないので整備の必要を認める。

(3) 收支予算とその執行状況

- A 各高校共通の悩みである需要費、旅費等学校運営費が寡少に失したために勢いPTA経費に依存の余儀なきに到つてゐる。万難を排して最少限度の縣費を以つて充足せしむべきであらう。
- B 一般会計歳出で現在全然支出なき費目或いは又予算額に比し支出額の少額のもの等ありて予算執行に計画性の乏しい傾が見られる、これら縣費予算寡少より生ずる温存主義と又予算令遅延とによるものと考えられるが教育活動を円滑ならしむるためにも適正執行に留意すべきである。
- C 授業料の徴収状況は比較的良好であるがこれが収入方法は一ヶ月分を纏めて縣金庫へ納入されつつあるも、盗難、紛失、事故の未然防止のためにも成るべくその都度納入することに留意すべきである。
- D 特別会計生産物売払代金を一応学校名儀の預金とし更めて後日金庫へ納入しおるも入金後は直ちに金庫へ納入手続すべきである。一例として二十四年度

産米供出代金の相当額が未だ縣収入となつてゐない等である。

(4) その他の事項

- A 生産物の処分(学校使用、生徒試食用、飼料、肥料等々)の出納記録が明確にされていないが今後嚴重に記録して置くべきである。
- B 家畜、家禽類の斃死、屠殺、売却に際し之が処分を実習教師より校長へ口頭報告のみで決定決議書による記録がなされていないが後日の証明上にも書類或いは簿冊による決裁を受け置くべきである。
- C 事務の執行は總体的に校長の決裁印なきものが多し、校長はこれら執行状況を逐一確認して置くべきである。

倉吉高等学校 昭和二十五年四月十一日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

本校は東校舎(元一高、工業を收容し普通科、工業科、商業科)西校舎(元二高普通科より編成され生徒は普通

科一、二九名、工業科二一五名、商業科一九名、計一、四九三名の外西校舎に別科五四名と東高舎に夜間部六七名在学してゐる。東校舎は現在の処校舎全体からして生徒数に比し狹隘であり最少限普通特別教室として五室、電気実験室三室は充足の要が認められた。従つて日常教育に支障を生じ特に家庭実習等はその施設がないため西校舎の施設を使用してゐる關係上兩校舎間の距離の面から時間的に支障を生じてゐる模様である。尚西校舎は現在の処先づ支障なきものと認められた。学校統合による兩校舎間の運営は概ね円滑に遂行されてゐるが上述の如く西校舎に相当遠隔のため綜合教育の妙味を充分發揮し得ない憾がある。

以下細目についての監査結果は次の通りである。

(1) 校舎その他施設・備状況

A 兩校舎の維持管理については縣費予算僅少のため殆んどPTA経費に依存し漸次整備されてゐるが未だ隨所に施設の改善或いは修理箇所が認められた。特に東校舎においては全面的床板の老朽、校舎の雨

漏 物理化学準備室の水道破損による使用不能、雨樋の腐朽等々である。

B 西校舎は講堂の根台腐朽のため使用時には建物全体の震動が激しく、又割烹室の床板は相当腐朽してゐる。元弓道場建物は腐朽のため至急撤去の必要がある。尚校地については高校設置基準に比し校地二、五〇〇坪、運動場一、三〇〇坪余不足してゐる。又校具も西校舎に元女学校生徒を收容してゐる關係上男子用具が不足しており、逆に東校舎は女子用具が不足する等兩校舎間の備品教具を再分配し不足品は補充する要を認められた。

C 東校舎の職業教育に必要な機械教具は殆んど旧式のものであり且又設備内容が貧弱な爲め早急充実を必要とする。特に電気設備の不完全の面で充分なる技能の修得もできず、従つて電気科の三級免許の取得が不能であり教育上の不均衡を生じてゐるので早急これを整備し教育の均等を圖る必要がある。

(2) 防火設備の状況

防火については各校舎ともその態勢を整へ防火対策を樹て、おり設備としては一応整備され校舎間隨所に水槽を設け有事に備へているが、特に東校舎は附設水道鉄管の小さなため常時必要量の給水不能のようであるので早急取り替え修繕の要を認めた。

(3) 收支予算とその執行状況

收支予算は總体的適正に執行されているものと認められたが細部について考究すべき点もあるので今後一層留意されたい。

A 授業料徴収については格段の努力が払はれ好成績

を収められているが校舎毎における収納手続は校舎別にし尙調定は各月毎に明確に区分して記帳整理すべきものと認められた。尙調定元帳は授業料調定書を以つて兼用していたが一考を要するものと認められた。

B 支出予算執行に当つては全体を通じ計画性乏しく

特に三月末現在において需要費中全然支出してないものがあったが今後注意を要す。

C 旅費予算が僅少のため年度初期はP・A経費に依

存し尙打切旅費として支給されていたが、年度末において出張命令一七件は旅費を以つて正当旅費を支給してあつた。此処にも経理計画性の欠如の点が窺れた。

D 統合後の備品は一応整理されていたが引繼書に基

き整備した関係上旧帳簿と新帳簿に不突合のものがあつたので再調査し整理すべきである。

尙統合当時の保管転換は口頭により引繼がされた爲め正式書類もなく又整理も未了のようであるので至急整理し書類も作成し置くべきである。

(4) その他の事項

A 現在元工業校舎は現在使用せず本校で維持管理し

ており目下当校舎の一部を東校舎敷地内に移管すべく当局と折衝中のようであるが、前述の通り教室の不足を生じているので移築すれば問題も早晚解決されるべきものと認められる。

B 東校舎に物品倉庫がなく校具機具等到着所に散在

しているが保管管理の面から見ても倉庫の一棟位は

設けるべきものと認められた。

青谷高等学校

昭和二十五年四月十二日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

保 木 本 徳 太 郎

監査概況

本校は定時制普通課程を標榜し、旁々地方の実情に即応した実業教育施設とすべく昭和二十三年四月設置開校、生徒は現在青谷本校八五名、鹿野分校八八名、計一七三名が在学し教育を受けている。

本校、分校共に夫々地元の中学校の一部を借用仮校舎として開校したのであるがその後本校は青谷町旧保育園建物と日置川河川改修事務所建物の一部を仮校舎に当て教育され来りたるも尙狭隘でもあり何れ新築せねばならぬので本年二月以來町に於いて経費三百五十万円を以て建設に着手して居る現状である。現在運動場を含めた土地三千三百坪(内買収済二千坪)を買収のこととし不取敢新校舎一棟(八十坪三教室、校長室、職員室、事務室、宿直室等)を新築使用しているが目下一棟百七十坪(十

一教室)は工事中である。

次に分校はその後鹿野町養蚕組合所有の獨立建物を町に於いて数万円を以つて七教室に内部改造使用しているのが経費二百五十万円を以つて近く土地千四百二十三坪、農場六百坪を買収のこととし本年六月頃迄には一棟十教室竣工予定にて計画され目下進行中の様である。

以上兩校舎共建物施設の完成を急務とされ地元町の熱意と努力により着々実現の運びとなつて居ることは当地方勤労青年、少年の教育上欣びに堪えない。何れ校舎その他諸施設完成の上は縣に移管されることになつて居る様であるが、その際には設備内容の面は縣において充分検討し早急に完備し本校設立を意義あらしめる様配慮が必要であらう。

一、校舎その他施設々備の状況

校舎諸施設は前記監査概況記載の如く目下建設途上にあり今後待つべきものが多いが、現状の如く教室の不足或いは不充足、特別教室の皆無等もさることなが

00834

ら一般的備品を初め教員教材等も満足になく机、椅子等は漸く青年学校当時の古品を補修し間に合せてはいるがこれでは到底完全なる教育は困難と認められる。特に特別課程である理科の顕微鏡、被服科の裁縫台、ミシン等は不備で教授上に大なる支障を与えていることは否めないことである。従つて校長を初め職員間では教具教材の不足不十分に苦慮し教育者としての責任上これを補う方法手段に想像以上の工夫と苦心をしてゐる模様である。屋外運動場は兩校舎とも恵まれていて現在の処設備は爲されてないが良好な環境に拡大なる地域を有し本校の場合公設グラウンドの規模によつて建設が進行中であり、分校は町立グラウンドを利用することに恵まれており、又校舎地域内にテニス、バレー、バスケットボール等のコート設置が予定されている等これが実現せば本校としては申分のないものとなるらう。

二、防火施設の状況

本校は現在建設途上にあるので防火設備の段階には達

してないが二応防火対策細則を設け職員生徒共同による防火態勢を設けている様である。青谷校舎の場合砂丘地帯に所在し水利の便なくPTAの寄附(経費二万円を予定)により飲料水用井戸掘鑿の計画を進められているが、防火用水としての効果は疑問であり今後同校舎建築と共に貯水池の一つ位は考慮されるべきものと思う。鹿野分校は水利には恵まれているのでこれに依存した防火施設が望ましいが何れにしても兩校共出火の際における消火用器具類は今後整備して置くべきものと認める。

三、收支予算と経理の執行状況

A 授業料の滞納額は生徒数に比較して多額であり一月末現在一万参千二百円(延百三十二名分)三月末現在四千六百円(延四十六名分)迄に低減されているが今後月々の収納に一層努力を払うことに留意を望みたい。

B 職員の勤勞所得税の徴収並に払込は縣会計規則に

00835

基金振替寄託の手續により縣金庫へ保管せしむべきであるが、これを現金受領し学校預金として保管していることは違法であるから正規の処理をする様に改むべきである。

C 本校は新設校の爲め備品費、設備費、需要費等は他校に比し需要度が多いものと認められるので今後の予算配当に充分の配慮が必要である。設備内容は頗る貧弱で授業にも支障を生じつゝあることは前記の如くであるが、これを補うにPTA自体も建設費負担の重荷を負わされて居り殊に青谷町会員の場合格別その感が深い。従つて他校の夫れの如く備品とか設備とか一般需要面までPTAに依存は至難の現状からして当分の間これら経費予算の増配を考慮することが必要と認める。

四、その他の事項

A 元來本校は附近町村組合立的基础を前提として創立せられたるも充分なる協力結合を得ず青谷町に於いて殆んどが建設の衝に当り経費も負担することと

なり新校舎等の建設は進められつつある。二十四年度は本校の在り方につき迂余曲折があり遅々として進まなかつた様であるが、二十五年度は地元民所望の学校具現に努力の傾向にあるので關係町村組合の結束協力と共に縣当局も傍觀的態勢より積極的に施策してこれに拍車をかけて以つて所期の高校実現に努力を惜まない様すべきであらう。

B 一応定時制高校として発足した本校は青谷校舎、鹿野校舎の父兄生徒共に近き將來は全日制併置を熟望している様であるが現状としても全日制に近い出席率を見せて居り学校施設々備が一応完備の曉を俟つてこれ等の興望に應えるべきである。この成否如何は本校の盛衰を左右するものであり延いては存廢の鍵とも謂えることが出来よう。

岩美実業高等学校 昭和二十五年四月十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

監査概況

00836

本校は定時制高校として学区制による地域は浦富町外九ヶ町村である。

農業科、被服科及び家庭別科を置き生徒は一五一名在籍している。校舎は元農業倉庫を代用とし福部村に分校を設けている。従つて教室としては倉庫の内部を校長室、事務室、職員室等八室に区劃し使用されているが教室は採光施設も施されず不向きである外机、椅子等も元青年学校のを借用しており施設としては縣下最も下位のものと認められる。

斯様にして施設内容の貧弱と種々悪條件に遭遇し辛うじて名目ばかりの教育施設として存在しているが縣立学校としての權威を失するものと思われる。又現状からして種々教育上の隘路もあり且亦教具教材もない施設で果して教育の機会均等があり得るかどうか又完全に教育されるかどうか疑問を持たざるを得ない。尙これ等寺小屋式教育からしても是非勤労青年に魅力を持たせ進んで就学せしめる施設をすることが緊急必須要件である。福部分校は現在小学校に同居している。

以下細目についての監査結果は概ね次の通りである。

(1) 校舎その他施設の々備の状況

施設の概略は前述の通りであるが内部の施設も予算の面で意の如くならず各室は板を以つて応急的に間仕切している関係上隙間も多く環境上面白からざる点もある。又便所等も不完全であり困惑している。要するに本校はこれ等の点で早急何等かの対策が必要と思はれるので教育委員会当局の善処を要望する。

(2) 防火設備の状況

設備としては何等考慮されていないが冬期間における本施設の暖房も普通建物と異り相当量使用しているのに特に施設の不完備による防火対策については一層考究し有事に備え置くべきであろう。

(3) 收支予算とその執行状況

A 收支予算執行に当り計画性が乏しい。特に予算令達の遅延等もあるが旅費、需要費の未整理事項が多く、旅費の如きは一月末で完全消化され二月以降二九件自弁で出張を命ぜられているが主管課との連

00837

関係町村の熱意を喚起して已まなし。

邑法実業高等学校 昭和二十五年四月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

監査概況

(4) その他の事項

A 本校は地元町村の要望に基き設置された学校にも不拘、地元関係町村の熱意が薄く学校運営及び設置等についても何等財政的援助がない現状は、僅少なる縣費予算を以つて極めて不十分ながら運営されているので一層地元町村の認識を昂め産業振興機関の少い当地方をして將亦学校教育による産業の振興文化の向上を図る爲の当地方に於ける重要教育機関たらしむるべきものと思ふ。

特に縣並びに教育委員会当局の強力なる対策と地元

B 休退学者に対する授業料調定を翌月において人員を左引調定しているが適法でないので法規に従い適正を期すべきである。又授業料収納措置を月末一括纏めて縣金庫へ納入されているが徴收の都度縣金庫へ払込む様すべきである。

本校は創立当初新制中学と同居し職員も僅か七名であつた關係上極めて貧弱な定時制高校として発足したのであるが、漸次職員の充足と新制中学の獨立移転等により獨立校として一応施設も完全使用され面目を一新したことは結構と思う。当初低調であつた地元民の認識も次第に昂まり、各種園地の協力を得て円滑に運営されているものと認められた。施設も本校の外宇倍野村に分校を設け生徒数は分校を含め二二七名在学している。本校課程は農業科、家庭科を標榜しながら特別設備及び備品は皆無の状況であつて教育上最大の隘路となつていようであるが、特に本年度から定時制教育の実験学校として指定されているが設備の不完全により実験上新教育の実態を

把握し精密なる調査研究を行い得るかどうか憂慮するものである。

以下細目についての監査結果は概ね次の通りである。

(1) 校舎その他施設々備の状況

普通教室は一応充実し支障のないものと認むるも特別教室の施設々備は皆無であり実習上困惑している。又校舎は震災により柱が陥没し総体的に骨格修理の要があり、この儘放置すれば積雪強風の場合は倒壊の恐れがあるので善処を要望する。尙校舎内の補修は僅かな縣予算のみに依存出来ないもので地元援助により漸次補修が図られていたようである。

(2) 防火設備の状況

特別の設備はなく漸く学校自体の防火バケツの配置程度である。尙防火待避訓練が実施されているが今一層消火設備の充実が認められた。

(3) 收支予算とその執行状況

A 收支予算執行に当り計画性が乏しい点が認められる。特に予算令達の遅延のためもある。支出予算中

多額の残額を生じているもの或は全然支出を要していないものがある。授業料は一括纏つてから収納しているが徴収と同時に縣金庫へ納入すべきである。尙八月分授業料調定に一名分調定洩があつたが担任教師と連絡を密にし嚴格を期せられたい。

B 一月以降支払義務を生じていたものが旅費一七七

件、その他にも各費目に見受けられたが事務の進捗を図るべきである。尙旅費精算は殆んど打切旅費として支給されていたが、その打切方法が区々であるので旅費支給内規を作成するとか校長の承認を得て一定基準を設ける等考慮すべきである。

(4) その他の事項

本校は農村青少年の教育のみならず一般農家を対象とした学校拡張講座を開設し各種講座、研究会、展覧会等を催し一般地域社会の教育文化の向上を図り農村振興の推進として活動していることは結構である。

縣立鳥取高等学校

昭和二十五年三月三十一日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	保 木 本 德 太 郎
同	柳 谷 保 一
同	倉 繁 良 逸

監査概況

本校は明治四十三年七月積善会員を以つて組織する私立鳥取盲啞学校を前身とし昭和十二年四月縣に移管一昨年学制改革により聾啞学科と分離して今日に到つてゐるが現在三十四名(男子二十四名女子十名)の生徒を教育している本校は聾啞学校と共に学制改革により義務教育制を布かれ小学、中学高等学校に準ずる一連の普通教育と併せてその欠陥を補うにに必要な特殊教育を施されている本校々舎は聾啞学科分離に伴ない当時二百三十余万円を以つて校舎を新築したので普通教室は一応整つてゐるが施術実習室解剖室臨床室、音楽室、図書室等々の特別教室が無く室内運動場も積善学園の食堂として充當使用されているので使用不可能の状況である。聾学校

監査報告の際にも指摘した如く聾学校との名目上の分離は一応爲されているが完全分離がなされていない関係で施設或いは設備は完備されておらず教材教具或いは事務用品等も充分のため当校の運営を甚だしく阻害し隘路ともなつており又盲聾啞生徒間の融合の面から謂つても必ずしも一致してゐない様である。以上の如き種々事情を考察するとき早急に完全分離せしめることが必要でありこれと同時に施設々備の再配分と不足面の完備を図ることが緊要と認められた次第である。

(1) 校舎其の他の施設々備の状況

総体的な施設々備の状況は前記概況の通りであるが尙これに補足すれば次の通りである。

(i) 現在玄関、事分室、宿直室、小使室或いは専用電話と謂つた諸施設なく聾学校と共用の状況で盲学校独自の運営上に支障を与えている様である。

(ii) 聾学校の場合と同様給食室なく又調理室は暗室の如き陰気なしかも狭隘な室であるがこれ等も新設或いは改造の要を認めた。尙養護室も現状からして

00840

- (ハ) 療養に適する様改善すべきである。
- (イ) 盲兒童の音感教育は絶体必要であるが情操陶冶を図る面から見ても樂器は必要である。しかるに本校は旧式な小型オルガン一台備付のあるのみであるがこれでは完全な音感教育はなし得られないものと思ふのでこれ等樂器類の備付けも考慮さるべきである。
- (ニ) 当校地は畑の埋立地で濕氣の多い地帯であるが降雨の際は排水溝なきため水溜りとなり一層濕氣を呼び非衛生的でもあり又盲兒の歩行にも困難を生ぜしめているので排水溝を設け又土盛による整地を必要と認めた。
- (2) 防火設備の狀況
防火設備は現在泡沫消火器三個消火用バケツ八個備付あるのみで充分とは謂えないがこの外に避難梯子、貯水槽等を設備することが望ましい。尙職員生徒協力して毎月一回定期的に避難訓練を実施し有事に備えることは結構である。
- (3) 収支、算とその執行狀況

予算經理に不正不都合と目されるものなく事務の処理狀況も大體良好と認めた。

(4) その他の事項

(イ) 本校高等部理療科ははり、師あんま、師きゆう、師の養成を目的とする職業課程であるがその中はり、きゆうは本省の認定基準の施設及び設備により専攻として五ヶ年の修学をしたものでなくては免許の受験資格を与えられない様であるが本校は当該施設・備がさておらず又修業年限も二ヶ年であるためこれが資格が附与されない現状である。今後これが資格を取得出来る施設たらしめる様配慮することが望ましい。

(ロ) 教職員の免許法制定により本校職員も普通学校職員と同様免許切替に伴なう特定講習の受講を要する訳であるが普通学科の外に特殊学科の受講も必要でありしかもこれが受講は縣外において相当日数(二週間程度)を要するため経費負担で困惑している様である。これに対し講習会開催地等何んとか便宜の方法を講ずるとか相当額の旅費補助をするとかし

00841

- て春、取得に当局の配慮が望ましい。
- (ハ) 盲教育の義務制となつてゐることが周知徹底されてゐない關係か縣内のこれが未就学兒童が相当数あるものと推測されているが聾学校の場合にも指摘した如く学校所在地が縣内東部に偏しているためと又義務教育制となつてゐることの認識が一般に薄い結果が主なる原因の様である。従つてこれが打開策としては該當兒童家庭にして貧困なる場合は生活保護法の摘要を受けしめると共に療育施設の積善学園の入園を勧奨し又一般に義務教育制なることを周知宣傳して認識を深か、らしめると共に縣下各市町村普通小学校との連絡を密にして義務教育制完成年度迄には完全就学せしめる様努力せられたい。
- (ニ) 前記夫々の活動なり学校運営する場合その裏付けとなる経費を必要とするがこれ亦極限されている状況である。殊に特殊学校の場合PTA会員は尠なく又主に貧困家庭なるためこれが経費に依存は困難の様様につき学校運営費教育活動費は大巾に縣費予算

の増配方考慮さるべきである。

鳥取聾学校 昭和二十五年四月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一
同 倉 繁 良 逸

監査概評

(1) 本校の監査執行は縣立学校の一環として高等学校監査に引続き盲学校と共に三月三十一日監査すべく通知致したる処同校々長は出張不在出納員は病氣欠勤との趣を以つて一時延期方申出ありたる爲め己むなく延期したものであるがその後事件ありたる旨報告に接したので四月十八日十九日執行した次第である。この間教育委員会に於いて事務整理の結果同校出納員佐々木陽夫の公金横領事実が發覚したものであるが、又縣會計課職員もその後會計検査を執行しその事実を確認して

いる。右経過を一応冒頭に報告して置く。

(2) 吾々監査の結果右不正事件の實情は概ね次の通りで

ある。

A 不正期間

自昭和二十四年十二月 五日
至同 二十五年三月二十七日 の間

B 不正横領と認定される金額

金一百三十六万五千七百五十三円	十二月中に於いて横領
内金十四万六千円	一月中旬
金十六万七千五百十三円	二月中旬
金二十六万一千八百円	三月中旬
金七十九万九百円	

C 不正支出方法

1 支出証憑書(生徒給費として)を偽造して支払
通知書を発行し、縣金庫より出金横領

2 支出証憑書なくして支払通知書を随時発行し、縣
金庫より出金横領

3 架空番号による支払通知書を発行し、縣金庫より出
金横領

D 不正の処辨償可能と認められる金額

三十二円八千円

以上の通りであるが本事件は目下鳥取檢察庁において審理中の模様にて動機、使途等については目下の処不明である。

(3) これにより同校予算額三百萬三千四百九十八円の処不足金額を含め支出総額四百二十三萬一千二百二十円八十九銭差引予算超過額一百二十二万七千七百二十二円八十九銭となつてゐるが、この状況では學校運営は不可能となるにつき不取敢不正金額は別個処理するが至当と認められ従つて同校の實質的正当残額(三月三十一日現在)十三萬八千三百四十一銭を以つて正常通り運営せしむべきものと認められた。

外に特別会計予算額二十二萬三千四百九十九円を令達しあるも全然支出無く随つて不正もない。

(4) 尙本事件発覚後は教育委員会は職員を事務代理者に命じ事務整理をせしめ、曩に高校職員異動による新任出納員に事務引継を完了してゐる。

(5) 当事件に対する所見

兎角起され勝ちの事件ではあるが現在の社会状勢、生活不安、官公吏の社会的地位、縣出納員の職務権限その他周囲のあらゆる環境條件から考へてこれが防止対策を採らなければならぬと思慮されるが、凡そ左の方法が考えられるので考へすべき問題として提案致したい。

A 出納員は地方自治法に定める処によりその解又は學校の予算令達額範囲内で出納事務を処理する一切の権限を附与されて獨自の立場により出納の自由を委ねられてゐる眞に事務組織の欠陥を有するに付き之を複式に改革することが必要であるが之が實現を見る迄は補強制約の方法を講ずべきである。即ち公印の保管或いは払渡通知書発行の際の檢閲を当該解又は學校の長或いはその代理者になさしめる方法

B 尠く共出納員の任命は身上素行等の調査を厳格にし可能ならば出納員の任命に關する限り保証制度の採用も考えられる。

C 各出先機關の出納員は概して薄給であり又事務量の点或いは職務上の責任から見ても兎角冷遇の傾向にあるので優遇の途を構することが肝要である。

D 現在縣金庫に於いては予算整理されていないが今回の如き予算外不正支出の点に鑑み縣金庫に対し各出先機關別の予算額を其の都度内達することが必要であらう。

E 會計課の審査係を増員し尠く共年一回以上することになつてゐる各出先機關の會計檢査を嚴重勵行せしめ又主管課の事務査察と指導を必要とする。

(6) 聾學校の教育活動について現在格別障礙となり隘路となつてゐる問題は概ね次の通りにつき早急にこれが打開策を必要と認む。

A 盲學校との完全分離の問題
學制改革により名目的分離は一応爲されて居るが完全分離されていないので種々問題が横たわつてゐる様である。殊に食堂、屋外運動場、事務室或いは事務用備品、教材用具等の共用の面で兩者間に円滑を

00844

欠いでいる傾向が窺われる。

これ等は元來不足の上に共用となつていゝので勢い支障不便が伴ない優先使用せんとするためであつて人情として己むを得ないかも知れないが何れにしても教育委員会にて裁定分離し不足品は補充の要を認める。試みに中国、四国、九縣の状況を見ると完全分離完了五縣、近く実施一縣、未完了は鳥取、岡山、香川の三縣の様であるが本縣も可及的速かに完全分離して特殊教育に支障のない様措置することが肝要である。

B 経費増額の問題

概ね教育費は不足を告げていゝ状況であるが高等学校の場合PTA経費に依存し辛じて運営しつゝあるも特殊学校である本校のPTAは財力なく依存は到底期待出来得ない。勢い縣費一本のみの運営に委ねられていゝので尠からず支障を生じていゝ様である。予算編成の際にはこれ等事情を勘案して考慮すべきである。

C 教室の不足と校舍その他施設の改造補修

義務教育完成年度である昭和三十一年度を基準にすれば現在の施設状況は到底比較にならぬがそれは兎も角として現在の生徒数及学級数から見て現施設の状況は甚だ敷く不足し又粗末の限りである。一例を挙げると普通教室は板間仕切り或いは書類箆等を境界として十七学級を十三教室に使用し又特別教室としては粗末な木工室及狹隘な裁縫室があるのみである。表具室は普通教室一部を間仕切り使用してゐるが現在雨天体操場さえ無い状況である何れにしても不幸な不具児を収養教育する施設であれば十二分な思いやりが必要にて速かに施設を充実すべきである。

D 職業教育施設及設備の充実問題

前述の通り貧弱な木工室と表具室に不完全な設備の

00845

儘教育されつゝあるも不具者として社会へ伍して行く上には職業教育を強力に推し進めてゆく要がある現状では到底十二分の職業教育及び補導は困難と思考された。

(7) 防火施設の状況

不具児を收容してゐる学校丈に防火施設充実は格別必要と認められるが現状は泡沫式消火器三個備付けあるのみで甚だ不完備である。又日常避難訓練をなすと共に防火用水池の設置避難梯子その他防火器具は是非備付け置くべきである。尙学校入口の土橋が危弱につき補強の要があり又校舎中央に避難階段を設けることも考究すべき事案と思考する。

(8) その他の事項

A 盲聾教育の義務制になつた事が一般に未だ徹底してゐない嫌がある。中には町村長においてさえ認識してゐない向があると謂うことからして未就学者も相当数見込まれてゐる。即ち該当児童総数の四〇%以上に達してゐるものゝ如くであるから趣旨の徹底

と蒙宣傳をして一〇〇%就学せしめるとに盡力すべきである。

B 当校の所在地が縣内東部に偏してゐる關係で家庭経済上就学不能となることも已むを得ない幸いこれ等不具兒童福祉施設の積善学園が隣接地に設置されたので経済的の負担も軽減され就学率も向上し又学校出席率も上昇しつゝあることは何としても欣ばしいことであるが盲学校と共に当校も中部か西部にも増設が望ましい。

C 優秀教員の採用と優遇の問題は不可分の關係にあるが盲聾哑教育に携らんとするものは斯教育に對し熱意と獻身的努力とを有しなければ爲し遂げられない特殊教育丈にこれ等該当者が尠いから従つて優秀教員も得られない現状にある。本校教員の待遇は他の教職員に比し概ね薄給であるが今後優秀教員採用等には格別考慮し又住宅貸与等の優遇方法も考慮するべきであらう。

D 普通教育に比し本校の如き特殊教育に對する関心

と理解が一般に乏しいのは遺憾である。劣等視したる必要以上の同情は禁物とすべきであるが有識者を初め一般縣民の積極的永続的後援が望ましく又学校当局においても撓ゆまざる熱意と努力を以つて啓蒙運動を興し一般に強く呼掛くることを忘れてはならないと思う。

鳥取縣監査公告第三十四号

地方自治法第二百四十條に基き昭和二十五年一月度及び二月度例月出納検査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年七月二十九日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	保 木 本 德 太 郎
同	柳 谷 保 一
同	倉 繁 良 逸

○検査した年月日

△事務執行 昭和二十五年三月三日、四日

△本検査 同 年三月六日
○検査 対 照

昭和二十四年十一月及十二月中の縣歳入、歳出、現金出納、有價証券出納その他の経理事務

一、一般會計歳入

(1) 予算に対する収入状況

現計予算額に対し四八、四%の収入状況であるが、最も低率のものは公營企業及び財産収入の四、四%、最も高率を示しているのは繰越金の二七三、八%である。尙主なるもの、収入率は縣稅七八、八%、使用料及手数料五八、六%、国庫支出金四四、五%、寄附金一七、一%等である。

(2) 収入調定後に於ける主なる未收金

調定額に対する収入比率は八八%であるが、公營企業及財産収入九八、五%、使用料及手数料九三、六%、雑収入九三、三%等は良好にして分担金及負担金三八、四%、寄附金六一%等は不良である。

00846

00847

主な未收金は

授業料	五十五万六千四百円
生産物売払代	九十六万二千八百四円
道路損傷負担金	一百二十二万八千四百六十三円
林産物検査手数料	一百九十万一千五百五十二円
土木建築設計手数料	三十万三千二百七十円
家畜移出検査手数料	十八万四千二百八十五円

等である。

二、一般會計歳出

(1) 予算に対する支出状況

現計予算額に対し四六、五%の支出状況であるが概ね義務的経費の予算は順調なるも事業経費である土木費二三、三%、産業経済費四五、二%、保健衛生費四五、八%、社会及労働施設費四五、一%等の支出状況は低調につき事業の進捗を図ると共に支出の促進に努められたい。

(2) 支出金の処理状況と内容の適否

支出証憑書の点検及帳簿との照合により検査した結果

(3) 予算流用関係
該当のものが無い。

三、一般會計收支の比較状況

収入済額	十三億一千三百二十九万八千三百五十一円	(現計予算額の四八、四%)
支出済額	十二億六千二百三十九万五千二百六十六円	(現計予算額の四六、五%)
差引額	五千九十万三千八十五円	(歳入歳出差一、九%)

四、特別會計歳入

予算に対する収入比率は大体に低調であり殊に無畜農家解消事業費及縣立実業学校実習費各々二八%、畜牛

増殖奨励事業費四一、五％等は事業の性質上から見て不振と認められるので努力を要するものと認めた。尚災害救助基金一〇二％、教育資金一三〇％、学校生徒奨励資金一六〇％等は前年度事業不執行により繰越金が予定額以上ありたる爲め高率の結果を生じている。

五、特別会計歳出

歳入同様低調であるが本日迄全然支出なきものは自作農創設維持奨励資金、男女青少年団体事業奨励資金、就学奨励資金等があり有名無実になつてゐる。

六、特別会計收支の比較状況

支出超過の会計は左の通りであるが獨立採算の事業会計であるから年度中途においても收支を跛行的状況におくことは嚴に戒めなければならぬ。

記

縣立中央病院事業会計	支出超過額	二十九万四千余円
無畜農家解消事業会計	同	三十四万三千余円

七、現金出納

現金寄託金外十種目にしてその出納は適正と認めた。

受入額 二千四百三百七十三円五十八錢

払出額 一千六百九十一万三千二百三十五円六十一錢

残余額 三百二十二万七千一百三十七円九十七錢

八、有價証券出納

出納事実がない。

九、物品出納

物品の出納記帳は概ね良好であるが破損品その他使用に堪えないもの、払出しは各課を督促し努めて整理せしめるよう配慮されたい。

一〇、金庫運用金状況

歳入額 十三億一千三百二十九万八千三百五十一円四十八錢

歳入額 十二億六千二百三十九万五千二百六十六円一錢

差引額 五千九十万三千八十五円四十七錢

外に 六千九百万円 一時借入金

合計 一億一千九百九十万三千八十五円四十七錢

内 七千万円 山陰合同銀行通知金
 内 二千万円 定期預金
 差引 二千九百九十万三千八十五円四十七錢
 縣金庫在高
 内 六百万円 縣金庫契約による金庫据置高
 内 二千三百九十万三千八十五円四十七錢
 支払準備当座預金
 一、その他会計事務の処理状況
 良好と認めた。

概算旅費未精算調 (昭二四、一二、三二現在)

課(局室)名	件数	金額
秘書課	二	三、六九六
庶務課	一	二、四二〇
會計課	二	二、三、八〇〇
地方課	四	八、七〇一
地務課	八	三九、六二〇
稅務課	一	一〇、二四〇
調査室	五	二八、四四四
渉外事務局		

縣会同	一八	一四四、六九〇
商工課	一九	九〇、一七四
物資調整課	八	三〇、一一五
食糧課	一一	一〇四、三五〇
農務課	二四	一八七、九六六
水産課	一五	四二、一一八
林務課	二三	八六、四三五
畜産課	六二	三〇七、四四七
蚕絲課	九	二七、一九五
兒童課	四	二一、八一三
世話課	三	二五、九八五
農地課	二	四、六〇〇
耕地課	三	一五、五五五
開拓課	七	四三、八七九
勞政課	五	四五、〇四七
衛生部	二	六二、〇四三
經理課	二	一六八、二五六
道路課	二	八、四一〇

管 繕 課	六	一一、四一〇	同 一	一三一、三二〇
建 築 課	四	二七、八七〇	九、六	一一、八七五
河 港 課	三	一九、一五六	同 二二	一四、〇〇〇
砂 防 課	一	一、五六〇	同 二七	一四三、九二〇
総 務 課	八	八三、四五七	同 三〇	七七、七〇〇
教 務 課	一	一〇、四四〇	同	一〇〇、〇〇〇
社 会 教 育 課	七	二二、一一五	一〇、二二	九、九〇〇
体 育 保 健 課	一七	五二八、〇四八	同 一八	六、五八七
指 導 課	一一	九六、一八四	同	一〇、三四〇
調 査 課	一一	四八、三二〇	同	五、〇〇〇
公 安 委 員 会	二	一五、九一二	同	六、九四二
計		二、三九八、四八一	同	五、〇〇〇
前 渡 金 未 整 理 調		(昭和二四、二二、三二現在)	同	七、八六二
月 日		金 額	同	七、一〇〇
		七、三二	同	三〇、〇〇〇
		一五〇、〇〇〇	同	二九
		二〇五、〇〇〇	同	三二
		一、六一〇	一、一、五	二七五、〇〇〇
		一五、〇〇〇	同	五〇、〇〇〇
		八、九	同	一、〇〇〇

同		一七〇、〇〇〇	同	三、五五四
同		三〇、〇〇〇	同	二八〇、〇〇〇
同		一、四〇〇	同	一〇〇、〇〇〇
同		一、六八〇	同	二、一四〇、四七四
同		一〇二、八四〇		
同		三、〇〇〇		
同		三二五、〇〇〇		
同		一一七、〇〇〇		
同		二〇、七〇〇		
同		三、五〇〇		
同		一六、一二五		
同		一、五〇〇		
同		三二、五〇〇		
同		七、七六〇		
同		一一二、六〇〇		
同		四〇、〇〇〇		
同		二二〇		
同		二、〇〇〇		

監査公告第三十五号
 地方自治法第二百四十條に基き昭和二十四年度第二回臨時出納検査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年七月二十九日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 德 太 郎

同 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸

同 立 会 縣 議 員 入 沢 仁

同 同 平 賀 傳 一

同 同 音 田 宗 一

記

00852

○検査した年月日

事務検査 自昭和二十五年四月二十八日
至同 年五月一日

本検査 同 年五月二日

○検査対照

昭和二十五年二月末日現在に於ける縣歳入、歳出、現金出納、有價証券出納その他経理事務

一、一般会計歳入

総予算に対する収入総額の比率は五六、七%であるが昭和二十五年二月末現在としては好調と謂えないので収入措置に努めるべきである。殊に分担金及負担金の二八、八%、寄附金二四、八%は甚だ低調である。尙縣稅未收額が一億二千三百七十六万余円の多額にあるので徴稅に鋭意努力を望む。

二、一般会計歳出

総予算額に対する収入総額の比率は六〇%にして歳入同様低調である。支出内容を審査した結果不正不当のものをいれずその処理状況は概ね良好である。

三、一般会計の收支の状況は左記の通りにして円滑に執行されていた。但し今回の計算書中にはろう学校の不正事件に伴ない同校二月分の收支額を除外されている。

記

歳入額 十三億一千三百二十九万八千三百五十一円四十八錢

歳出額 十二億九千九百四十九万一千二百一十一円三十八錢

差引額 一千三百八十万七千一百四十円十錢

四、現金出納、物品出納も適正に出納整理してあつた。

五、特別会計は事業執行の低調が特に目立ち従つて收支も捗々しくない。但しこの中縣立中央病院事業並縣印刷事業は大体円滑に執行されている様である。

次の会計は支出皆無で事業執行の形蹟を認められないがこれ等は廃止或いは併合して効果的なる運営を考慮する必要がある。

記

自作農創設維持奨励資金

00853

男女、少年団体事業奨励資金

教育資金

学校生徒奨励資金

就学奨励資金

尙縣立中央病院事業費で一百十九万九千余円、無畜農家解消事業費で九万一千余円、競馬事業費で二十二万余円を夫々超過支出をしているが常に收支の均衡に意を用うべきである。尙競馬事業費の精算を早急された。

六、縣金庫保管金は左記の通り円滑に運用されているが期間的ズレに依り或る程度已むを得ないと考えられるけれ共預金し乍ら短期借入するか或いは資金を借入れ乍ら預金する等の矛盾を無くすることに留意し運営の万全を期する様希望致した。

記

歳入額 十五億九千七百八十六万七千八百五十四円四十五錢

歳出額 十五億二千七百六十四万二千一百一十四円八十二錢

差引額 六千二百二十二万六千八百七十三円六十三錢

外に 六千九百万円 一時借入金

合計 一億二千九百二十二万六千八百七十三円六十三錢

三錢

内 七千万円 山陰合同銀行通知預金

同 二千万円 同 定期預金

差引 三千九百二十二万六千八百七十三円六十三錢

内 六百万円 縣金庫契約による金庫据置高

同 三千三百二十二万六千八百七十三円六十三錢

支払準備当座預金

七、その他会計事務の処理状況は概ね良好と認められた。

◇監査公告第三十六号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十四年度鳥取、八頭兩公共職業補導所の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年七月二十九日

鳥取縣監査委員 保木本 徳太郎
倉 繁 良 逸

00854

監査簡所 監査執行年月日
 鳥取公共職業補導所 昭和二十五年四月一日
 八頭同 同 年四月十三日
 監査概評

縣内五箇所の職業補導所の中三補導所は既に監査報告したが今回残りの二補導所を監査した結果共通の事項は次の通りである。

一、補導所の使命と入所者の状況
 補導所は終戦に伴つて生じたる戦災者、引揚者、徴傭解除者、一般離職者等の失業者に対し特別の智識技能を授け以つて就職を容易ならしめると共に戦後の産業復興、経済興隆に寄与せしめる使命と目標のもとに発

足したのであるが現在迄の状況は必らずしも全面的にこの線に副つたあり方とは謂えないと思う。即ち入所者中にはこれ等対照失業者は極めて少数にして大部分が学校卒業者であり特に二十四年度二十五年度の入所生はこれ等学校卒業者が大半を占めて居るので恰も職業学校の感を与えて居る。(併し之は別の面に於いて時局柄非常な意義を發揮している訳である。)又補導修了直後の就職状況は補導職種以外の職業に相等数転職している状況である。こゝに兩補導所開所以來補導修了者の年令、就職、入所動機の各状況を見ると左表の通りである。

区 分	年令別			就職者 本職 本職外	自家従 業者 事務 その他	入 所 動 機	備 考
	30 以上	29 以下	20 以下				
鳥取公共職業補導所	1	1	1	160	40	10	入所動機欄中人員数多きはその後の中途
機械工				2	11	1	
修理工				1	1	1	
建築工				2	12	1	
計	17	29	1	189	56	35	
合計	146	45	11	1	1	1	
八頭公共職業補導所				1	19	2	
木工				36	34	1	
計	274	34	20	1	1	1	
合計	377	71	24	9	18	3	

00855

区 分	年令別			就職者 本職 本職外	自家従 業者 事務 その他	入 所 動 機	備 考
	30 以上	29 以下	20 以下				
鳥取公共職業補導所	2	1	1	160	40	10	退所者が含まれてい
機械工				2	11	1	
修理工				1	1	1	
建築工				2	12	1	
計	17	29	1	189	56	35	
合計	146	45	11	1	1	1	
八頭公共職業補導所				1	19	2	
木工				36	34	1	
計	274	34	20	1	1	1	
合計	377	71	24	9	18	3	

この原因とするところは終戦以來身心共に疲弊困憊し生活の困苦にあえぎつゝあるこれ等失業者達の半年乃至一年間補導期間中の生活保障がされて居ない爲めと又補導修了後生活出來得る程度の賃金を以つてしかも確實就職が保証されて居ない爲めに躊躇しているものと認められる。従つて比較的生活に余裕のある者、或いは中学校卒業者の如く未だ生活上の責任を持たない少年がこれを利用すると謂つた状況である。

この状況は獨り本縣のみでなく全国的の傾向の様であるか尠くとも本來の職業補導の使命に副わしむることに当事者の考究と努力が緊要と認められる。

二、補導技術の向上と指導員の充実
 新しい時代の智識技能を補導習得せしめるためには指

導員自らの向上を図らしめることが緊要である現状は旧來の技術指導を以つて事定れりと謂つた傾が無いでもない。かゝる観点から各補導所指導員の講習会又は研究発表会を随時開催するとか又知名機関或いは先進業界を实地見学せしめ智識技術の啓発を図ること等が必要であつて何れにしても指導面を向上せしめることは忽せに出來ない事柄である。今後指導員の充実強化と資質の向上が望ましい。

三、資材費の増額と機械器具の補充整備
 本件は各補導所の異口同音に要求している処である。特に鳥取補導所二十四年度の原材料費は僅か二万八千余円にして機械建築兩科を有し補導生七〇名を擁している点から見て実習補導の完璧は期せられないものと認められる。

00856

又補導所共通の問題であるが補導実習用の機械器具は初心者を使用する関係もあり且亦使用年数も相当経過しているので磨滅破損せるものが多くこれが修理と補充整備の要を強く窺われた。

四、生産収入とその経理について

補導所の生産収入は補導目的から謂つて余り増収を強いるべきでないが二十四年度以降は補導期間が六ヶ月より一年間に延長された関係で商品価値のあるものも作成売却されつゝあつて相当額の収入を得ている様である。従つてこれが収入経理面では予算額を限度とした収入額としそれ以上の収入金は別途会計として資材購入費或いは生徒の福祉厚生経費に充当し経理されているがこれ等は正規の收支予算により経理すべきものと認められた。

鳥取公共職業補導所 昭和二十五年四月一日監査

監査委員 保木本 徳太郎

同 倉 繁 良 逸

一、事業の執行状況

(1) 本所は補導科目として機械工科、修理工科、建築工科の三科目を補導して来たが機械工科修了者は当地方の実情からして就職も困難のためこれを修理工科に合体補導することとし、修理工科、建築工科の二科に編成補導を実施している。建築工生は募集当時定員三十名に対し応募は十五名で募集人員に満たず成績不振であつたがその後徐々に希望者を得て入所三十一名で定員数を突破しており又修理工生は定員三十名に対し百二名の応募があり優秀者三十七名を選考入所せしめ目下補導しつつある。

(2) 二十五年度において新に四ヶ月間に亘り事務補導を実施計画をしているがこれは中小企業者には不可欠の会計簿記、納税(青色申告)事務から会社の原價計算更に筆耕謄寫に到る迄の事務全般の補導をせんとするものであつて本補導は短期間乍ら時宜に適した補導種目と思うので万難を排し実施することが望ましい。

(8) 昨年来の懸案であり前回監査の際実施方推奨して置いた精密機械工補導は未だ実施に移されて居らず現在

00857

考慮の様であるがこれが補導用の機械器具も死蔵されて居るのであるから早急に実施する様努力すべきであらう。

(4) 昨年監査の際懸案事項として修理工の一部門として自動車修理並運転技術の補導を実施したきも教材とする自動車がないためこれが確保方希望があつたがその後偶々西伯地方事務所々属破損自動車があり保管転換のことに既に話が決つておるも未だ譲渡を受けていないのは遺憾である。これ等は急速手配し入手の上懸案の補導を開始すべきである。

(5) 本年二月温泉掘鑿専門業者の好意により極めて僅かな経費を以つて本所構内を試掘したる処利用価値のある温泉の湧出を見ているがこれが利用については縣有地でもあり場所も好適地につき將來何等かの縣有施設とすることを予定に入れ不取敢本所生徒作業後の簡易入浴施設とすることが好ましく折角の泉源を滅失し或いは価値を低減せしめない観点からも適当かと思考するにつき当局の考慮を促したい。

(6) 元々産株式会社及鳥取市の寄附と一部縣費を以つて購入したる本所構内土地一千九百七十三坪の内約一千坪は未だ所有権の移転登記がなされていない様であるが購入以來相当年数も経過して居り又その間の事情は複雑の様であるので急速移転登記手続を完了すべきものと認められた。

(7) 当所附近地域一帯は漸次都市計画により区劃整理されつつあるも本所構内には一般民家が八戸あり鳥取市に於ける移転補償費予算等の関係で実施の見透しも困難の様であるが自動車運転技術並補修技術の補導上からしても又補導生の運動場としての利用の面から見ても区劃整理の実施が急がれるにつきこれが早急実施方に関しその筋へ要請の必要を認める。

(8) 本所周圍の区劃整理により排水構が閉鎖された爲め本所構内に雨水及下水が氾濫流入し不潔を極めて居る状況につきこれが排水溝補修は必要と思われるが總体的に附近土地は低地につき埋立をなし利用価値を昂めることが肝要である。

- (9) 本所内に什器類及蒲團綿その他不潔雜品が乱置されていたので整理整頓して置くべきである。
- (10) 經理その他事務の処理は良好と認められた。

八頭公共職業補導所 昭和二十五年四月十三日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

一、事務の執行状況

- (1) 本所は家具専門の職業補導を行つてゐるが第五回生(二十四年度)定員四〇名入所四〇名中退五名修了者三十五名であり六回生(二十五年度)定員三〇名に対し入所希望者は目下の処二十四名で不振である。

補導状況は比較的成績良好にて製品も一般に販売され収入予算十九万九千余円を遙かに上廻つてゐる実情である。補導生は中学校卒業程度の者が大部分を占め又出身地は本所々在地の関係で八頭郡が過半数で鳥取市、岩美、氣高郡のものが数名入所してゐる。

- (2) 補導技術の向上と智識の涵養は何れの補導所の場合にも必要であるが特に家具の場合漸新にして高度な意匠、文采、塗装等の智識を必要とする。従來の旧設

を脱せしめる爲にもこれ等資料の整備と指導員の知名当該機關或いは先進業界を实地見学せしめる事等が肝要と認める。

- (3) 本所建物は所有者の好意により粗雑な建物ながら貸与を受けて開所されたのであるが年々使用する中に修繕箇所も出来又新に相当経費を以つて補修整備し又今後もしたい希望をもつてゐる様であるが、現在貸借(土地建物共月額千円)中の建物でもあるので契約書中にその間の事情等を確然とした採り決めをして置くべきである。

- (4) 本所は自動鉋盤鑿孔機昇降盤等の電力機械により補導してゐるが補導生の負傷の際に於ける補償を一応顧慮して置くことが必要である。現在ではこれに対して何等対策が講じられていないので縣当局の考究を促した。

- (5) 本所の防火に対してこれが器具機械もなく比較的關心が薄いようであるが兎角出火し易い施設につき嚴重に注意すると共に防火施設をして置く必要を認める。

- (6) 本所々長は八頭職業安定所長の兼務であり実質的運営は出納員に委してゐる形態にある。尤も現在の兼務所長は日に一回は來所し指揮監督をし運営上に齟齬あらしめざる様努力してゐることは認めるが本所の伸展と充全を期する上には専任所長を置く必要がある。尙官吏を地方自治体職員に兼務せしめることについても妥当ではなし。

- (7) 四月十一日現在の生産物収入で十九万七千一百円の調定額に対し収入済額二万九百円で差引十七万六千二百円の相当多額を未收とし且又収入時期が永引いてゐる等収入措置が余り良好とは謂えない。これは大部分が展示即売会の際の未收金とのことであるが相当件数ある様だから急速收納を図るべきである。

- (8) 勤勞所得税の納入は一月以降分が稅務署へ未だ未納付であるから直ちに納付すべきである。尙現金出納簿の記帳整理も充分とは謂えないので嚴重注意すべきものと認めた。

◇監査公告第三十七号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十四年度左記解及び事業所の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事並びに関係委員会に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年七月二十九日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 本 德 太 郎

同 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸

監査箇所 執行月日

積善学園 昭和二十五年三月三十一日

科 学 館 同 四月一日

地方労働委員会 同 四月三日

米子労働事務所 同 四月七日

獎 德 学 校 同 四月七日

皆 生 学 園 同 四月七日

米子兒童相談所 同 四月七日

傳習農場	同	四月四日
山守診療所	同	四月四日
藪檢定所	同	五月九日
農産加工所	同	五月九日
工業試驗場	同	五月三十一日
氣高保健所	同	六月七日
種畜場	同	六月七日
農事試驗場	同	六月十日
縣立中央病院	同	六月十七日

積善学園 昭和二十五年三月三十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 倉 繁 良 逸

同 保 木 本 德 太 郎

同 柳 谷 保 一

一、事務の執行状況

(1) 本園は兒童福祉法により昨年八月設置され現在盲兒一九名、ろうあ兒六六名、計八五名の外法対象外の成年者七名を收容しているが、発足以來日着淺きため一

般の認識も薄くその運営面に於いて種々腐心している。職員は創設初期のこれ等困難を克服し漸次所期の目的を達成しつつあるものと認められた。

(2) 本施設は盲、ろうあ学校寄宿舎設備をその儘転用しているが、收容余力もなく又兒童福祉施設としての本来の形態は未だ完全とは認め難いので速かに施設々備共に拡充整備を図る必要を認められた。

(3) 收容兒童に対する職業輔導は貧弱な設備による学校の実習教育にのみ依存し、本学園には何等これが設備がない、個々の特性に応じ將來獨立自活せしめるためには、職業輔導は絶対必要であるので適当な輔導設備をすることが肝要である。特に当局の配慮が望ましい。

(4) 現在の施設々備の状況は

心窓寮 バラック建一棟 (盲兒收容寮舎) (四十坪)

久松寮 二階建 一棟 (ろうあ兒收容寮舎) (九十九坪)

食堂 平屋棟 (学校屋内運動場を改造) (二十一坪五)

炊事場 七坪 (学校施設)

以上の通りであるが心窓寮は震災後基礎工事のない応急バラック建で採光、通風、排水共に悪く濕氣多く又壁も板張りと言つた盲兒の收容施設としては甚だ非衛生的建物である。又何等の娯樂設備もない状況につきこれ等は不具兒童の福祉施設として内外共に完備した施設にすべきものと認められた。又食堂及び炊事場は学校施設を兼用している関係上双方共に支障を生じている模様であり特に百名の食事を調理する炊事設備としては甚だ狹隘であり陰氣である。衛生的見地からして改善の要を認められたが学校施設との分離が先決問題である。

(5) 本年四月身体障害者福祉法が施行されたのであるが、これに伴う措置費が未定のため現在本施設收容対象者の経費が見られていないので運営上困惑しているようである。早急予算措置を講ずべきであろう。尙賄費は本人に負担せしめていようであるが家庭の実状からして生活保護法の適用を受け得られるものと思考されるので縣当局は速かにこれが措置を講じ生活扶助を受けさせるべきである。

(6) 職員は園長以下十一名であつて兒童の保護者として

寢食を共にし家庭的温情を以つて生活指導をなし奉仕しているが指導員、保母職員が收容兒童に比し不足を生じているので早急充足の要が認められる。又現在看護婦は保母が兼務しているが、かかる特殊施設に対しては専任看護婦を配置すべきである。

(7) 事務の処理並服務の状況は概ね良好と認められたが左の点留意すべきである。

(1) 本年一月措置費の改訂に伴い予算措置が遅れたため十二月から三ヶ月分の職員及び生徒の食費弁償金四万三千余円を収入手続せず賄費に一時流用支出していることは事情において己むを得ないとは認められるが妥当でない。かかる場合は主管課と連絡して予算的措置を講ずべきである。今後嚴に注意される。

(2) 兒童給養は配給食糧のほかララ物資を給食しており熱量にして概ね一日平均二千カロリーの攝取を確保しているが保健上充分とは謂えない。かかる食生活の不満が不良化の原因となることも考えられるの

00862

で特に給食については今後充分關心を払われたい。

縣立科学館 昭和二十五年四月一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

一、事務の執行状況

(1) 本館は元縣立公民館科学部を前身とし昨年七月公民館廢止と共に縣立科学館として現在地に獨立設置せられ新築したものである。爾來館長を初め職員は縣民の科学知識の普及向上と学校の科学教育推進の爲めに努力し徐々に成果を挙げているものと認められた。

(2) 本館は物理、電氣、化学の三部門を置き一般に施設を開放して実習、研究の機会を与えると共に自らも研究、指導をなしている。又教員及び町村青年婦人団体等を対照とした科学講習会を開設し逐次本來の目的達成に活動している。尙來館者も獨立前より著しく増加し又日毎に上昇しつゝあることは縣民の科学思想が普及しつゝある証左として欣ぶべき傾向と思う。

(3) 本施設は産業施設と異り一般認識も亦、所在地も本

縣の東部に於て、しかも鳥取市の僻隔にある關係上縣民全般が容易に利用出來難い憾みがあるので、縣民に對し科学館の意義を啓蒙宣傳すると共に一層科学思想を普及して民衆と直結した科学館を育成することが肝要である。その活動の一つとして移動する科学館を各地に巡回開設し本機關の機能を充分發揮することも亦必要と認める。

(4) 本施設は築足日猶淺きため運営經費の寡少或いは施設々備の貧弱の爲め運営を著しく阻害しているようであるが、これを例示すれば実験研究用の器材器具或いは資材も貧弱であり、又施設も現在他課と同居している階下の教室を使用しているに止り、各部門研究室も甚だ狹隘である等科学館としての機能も充分發揮でき得ない現状である。依つてこれ等の点を改善し中途半端なものに陥らしめないよう考慮すべきものと認められた。

(5) 館内運営を図るため現在の三部門のほか新に博物館を設けるべく懸案されているが、博物館に恵まれない本縣は適策と認められる。幸い本施設は遊園地内に

00863

在るのも博物館的形態のものを設け三部門の研究資料と共に一般に公開展示するようにすれば科学の認識も次第に昂まり縣民の文化向上に資することが尠くないものと考えられるのでこれが実現方努力を切望致した。

(6) 本館は科学実践教育機關であり營利生産を目的としないことは今更論する迄もない処であるが築足当初より事業収入として五十万円と謂う老大な予算を計上したことは科学館本來の目的からして當を得ないものと認められた。

しかしして現状は予算五十万円に對し十五万八千余円を測定しており今後引續き予算額迄収入を挙げるべく生産に努力しているようであるが、本年度は予算執行上一応已むを得ないものと認めらるるも本來の當館使命から考へ今後の經費財源はこれら収入に余り依存せず純縣費を以つて運営せしむべきであらう。

(7) 職員は館長以下六名で現在新定員に對し技師一名欠員中であり急速充足すべきであるが、更に本館使命の

重要性とその活動の上から見て現陣容では些か弱体の感がするので考慮を望む。

(8) 一般事務の処理状況は概ね良好と認められたが経理事務は新設のためその收支予算執行に當り尠からず腐心しているようであつた。又關係諸帳簿は一応整備はしているが細部について不充分的点を見受けたので主管課の指導を必要と認められた。

尙左の点について今後留意すべきである。

(1) 生産物の払下げ先は主として縣内学校及び各種團體であるが総して代金の收納措置が甚しく遅延しているので督促し速かに收納すべきである。尙二月末で二万二千余円の未收金は至急收納せられた。

(2) 所定の生産物引繼簿を作成しその受払の明確を期すると共にラジオ部品、藥品等資材の出納も明確に記録して置くべきである。

鳥取縣地方労働委員會 昭和二十五年四月三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 徳 太 郎

一、事務の執行状況

- (1) 本委員会は労働争議の調整と不当労働行為の是正及び労組の資格審査の重要項目を管掌しているが極めて活発に事件の解決処理に当つてゐるものと認められた。
- (2) 経済九原則の実施により企業整備と金詰りから来る中小企業者の窮境打開のため労働者の解雇が漸発し従つてこれを巡る争議が漸増の傾向にあり縣下でも著しく目立つて來てゐることは事実である。昨年六月労組法改正以降当委員会の活動状況は次の通りである。

争議 斡旋 一三件
 争議 調定 七件
 不当労働行為 八件
 組合資格審査 一九件

- (3) 所管事項の執行については法令に定めるところにより獨自権限を以つて執行されているが人事、予算及び経理事務は労政課で処理しているので所管活動が充分發揮し得ない憾みがある。昨年六月労組法改正に依り職員身分も明確となり、陣容も充実したので事務の簡

素化、能率向上を図る観点からしてもこれ等事務を主管せしめ名実共に獨立した縣の一部、局として強力に活動せしむべきものと認められた。

- (4) 事務局職員は局長以下主事八名、雇五名であり事務の執行並服務状況は良好と認められた。尙予算經理の執行及び備品の保管々理等については主管課に於いて取扱つてゐる關係上諸帳簿は一応補助的に作製してありその状況は適正と認められた。

縣立経営傳習農場 昭和二十五年四月四日監査

監査委員 倉 繁 良 逸
 同 保木本 徳 太郎

一、事務の執行状況

- (1) 本農場は時代の變転に伴ない幾多の變遷を経て來て居るが、更に昭和二十四年度より農業改良事業の一環として中堅農民養成農場としての使命の下に場長初め職員が一丸となり熱意と努力を以つて遂行されてゐることを認めた。

- (2) 営農の現状と今後の改善事項

- (1) 本場の実習耕作面積は水田約四町、約五町、原野(主として畑作として居り一部が牧草地)約三町、山林約四町を有して居り農場生(研究生八名を含む)は十五才(十七名)十六才(六名)十七才、十八才、二十才(各一名)計二十六名と指導職員場長以下八名が担任して居る。しかして山林を除く一人当り(職員を含む)平均耕作面積約三反五畝であるが、青少年を対照とすることが労作は稍々過重と認められる。この他に各種学科教育が相当時間あり又精米、精麦、精粉、各種醸造、搾油、製炭等農林産加工或いは飼畜等の努力を更に考慮するときは時間的勞力的に無理が伴ない従つて実習指導及び教育面が第二義的に陥るのでないかと思われた。この打開策としてわ生徒の増加收容も一応考えられるが特に地力の低い当地域の勞働力の解決は何としても先づ機械化と畜力利用による勞働生産力の向上に重点をもつて行くべきものと考えられる。

- (2) 前記の如く本場の耕作面は相当廣大であるが勞力

節と耕作の完璧を期する爲機械化による合理的經營を図ることが緊要と思う。本場においても既にこれに着目しハンドトラクター、人力用カルチペーター、畜力除草機等の設置と又家畜の増飼育を企図して居る様であるが実態經營と新教育を結びつかせる上からしても是非これ等を実現せしめるべきである。

- (3) 本場の農産加工は漸く自家消費に當てる程度の精米、精粉、醸造、搾油、漬物等であるがその施設も甚だ幼稚である。尙畜産加工施設は全然なく実習教育はされてゐない。斯くの如く農畜産加工施設は不十分であるが合理的農業經營の一環とする高度なる加工施設を早急完備することが必要である。

- (4) 氣象觀測の实地教育は農業教育には不可欠條件であるが本場にはそれがなされてゐない。相当の農業經營をしてゐることもであり又農作物の災害予防と成果の向上にはこれに負うところが大である。寧ろ本場の如き指導機關に現在迄設備しなかつたのが不思議に思われる位である。これを施設するとしても